







り、国土交通委員会との連合審査会の開会、市街地の視察、参考人からの意見聴取など、慎重に審査を重ね、二十一日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定を初めとする経済連携協定の適確な実施を確保し、円滑に対応していくため、メキシコ合衆国との間の協定のみを対象とした現行の法律を一般法化するとともに、証明資料を生産者が直接、指定発給機関に提出できる仕組みを新たに設ける等の所要の措置を講じるものであります。

本委員会においては、去る四月五日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月二十一日質疑を行い、質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は〔賛成者起立〕

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

場留置一日の割合に満たない額の罰金等の納付を認めること等としております。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十日本委員会に付託され、十八日杉浦法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑を行ない、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申します。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案 内閣提出 参議院送付

○議長(河野洋平君) 日程第六、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長石原伸晃君。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 〔石原伸晃君登壇〕

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

日程第七 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第七、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び

石原伸晃君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公務執行妨害、窃盗等の犯罪に適正に對処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑

を改めることとしております。

また、略式命令において科することができる罰金の最高額を百万円に引き上げるとともに、労役

〔鈴木恒夫君登壇〕

○鈴木恒夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、従来、同一在外公館の管轄区域内に三ヶ月以上居住しなければ申請できなかつた在外選挙人名簿の登録の申請について、在外公館への在留届の提出と同時に申請できることといたしております。

第一に、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直そうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第二に、個人情報保護の意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度について、閲覧を認める場合を、選挙人名簿の登録の有無を確認するための閲覧、公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動を行うための閲覧などに限るほか、閲覧の手続等の整備、不正手段による閲覧等に対する制裁措置の新設等を行なうことをいたしております。

本案は、四月十四日本委員会に付託され、二十一日質疑入り、同日質疑を終局した後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第八 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第八、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法の确立及び

公職選挙法改正に関する特別委員長鈴木恒夫君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

日程第九 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第九、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び

公職選挙法改正に関する特別委員長鈴木恒夫君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)









ものを含む。」と定義される情報を保護するためには「答弁」が制約される場合について政府は何らかのガイドラインを作成しているか。右質問する。

内閣衆質一六四第二一九号  
平成十八年四月二十一日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報と外務省の国会答弁の関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一六四第四二二〇号  
平成十八年四月二十一日提出  
質問 第二二二〇号

原住民の定義に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報と外務省の国会答弁の関係等に関する質問に対する質問に對す  
〔別紙〕

一について  
第一百六十四回国会における御指摘の事例としては、「ライス国務長官」、「齋賀富美子」等の個人の氏名に言及した、平成十八年一月二十七日の衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における麻生外務大臣による答弁や、衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する第三回質問に対する答弁書(平成十八年三月二十二日内閣衆質一六四第一四〇号)の二について及び三についてがある。

二及び三について

御指摘の「場合」における個別具体的な事情が明らかでないこと等から、外務省として一概にお答えするには困難である。

いわゆる「国民の知る権利」については、十分尊重されるべきものと認識している。また、行

政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)については、その誠実な執行に努めているといふのである。

三及び四について  
訳文は、どの官庁のどの局課が作成したものか。

四 「児童の権利に関する条約(平成六年条約第二号)」第三十条において、「原住民」という訳語を用いたことは適切と政府は考えているか。

平成十八年四月十二日提出  
質問 第二二二一号

内閣衆質一六四第四二二〇号  
平成十八年四月二十一日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員鈴木宗男君提出原住民の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一六四第四二二〇号  
平成十八年四月二十一日提出  
質問 第二二二二号

原住民の定義に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員鈴木宗男君提出原住民の定義に関する質問に対する答弁書

一について  
我が国が締結している国際約束において、「原住民」について定義している規定はないと承知している。

二について  
私は、第三十条につき、「種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しあつて実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」としている。と答弁したが、ここで言う「原住民」には、英語、フランス語、ロシア語ではどのような言葉があつてられているか。

三について  
児童の権利に関する条約(平成六年条約第二号)以下「条約」という。第三十条に規定する「原住民である者及び「原住民である児童」についての英語、フランス語及びロシア語における表記は、それぞれ「persons of indigenous origin」及び「a child...who is indigenous」及び「un enfant autochtone」並びに「млод из числа коренного населения」及び「ребенку, принадлежащему к ... коренному населению」である。

三及び四について  
条約の訳文については、外務省が作成している。条約第三十条において、「原住民」という訳語を用いたことは適切と考えている。

五について  
御指摘の「何らかのガイドライン」等の意味が必ずしも明らかではないが、四について述べたとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律については、その誠実な執行に努めているところである。

平成十八年四月十二日提出  
質問 第二二二二号

内閣衆質一六四第四二二〇号  
平成十八年四月二十一日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員鈴木宗男君提出原住民の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一六四第四二二〇号  
平成十八年四月二十一日提出  
質問 第二二二二号

原住民の定義に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

衆議院議員鈴木宗男君提出原住民の定義に関する質問に対する答弁書

一について  
我が国が締結している国際約束において、「原住民」について定義している規定はないと承知している。

二について  
私は、第三十条につき、「種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しあつて実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」としている。と答弁したが、ここで言う「原住民」には、英語、フランス語、ロシア語ではどのような言葉があつてられているか。

三について  
児童の権利に関する条約(平成六年条約第二号)以下「条約」という。第三十条に規定する「原住民である者及び「原住民である児童」についての英語、フランス語及びロシア語における表記は、それぞれ「persons of indigenous origin」及び「a child...who is indigenous」及び「un enfant autochtone」並びに「млод из числа коренного населения」及び「ребенку, принадлежащему к ... коренному населению」である。

四について  
関係地方自治体をはじめ大分県民が、かかる演習の拡大・強化に対して厳重な抗議と反対の意思を示したのは当然のことである。

五について  
今回の実弾砲撃演習においては、海兵隊は、小銃、機関銃の実弾射撃演習は行わなかつたもの、引き続き米側は、日本側に対して同演習についての実施を強く求めてきている。

六について  
米海兵隊は、キャンプ・ハンセンで実施している県道一〇四号線越えの一五五ミリ実弾砲撃演習である。

を、本土の五ヶ所、すなわち矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）で実施している。

そもそも同演習は、国会でも何度となく議論されたように、夜間での実弾砲撃をはじめ射程距離、砲弾数のうえでも沖縄で実施されていた時よりも質・量ともに上回り強化されている。そのうえ米軍再編の下で、海兵隊の演習のさらなる拡大・強化は絶対に容認できない。

従つて、以下の事項について質問する。

### 一 小銃、機関銃の実弾射撃演習の米側の要請について

1 稽賀防衛庁長官は「一〇四移転訓練を効果的に実施したいとの米側の要請を踏まえ」と述べている。米側からいつ、どのような協議の場で、どのような要請があつたのか、日米双方のメンバーも併せて、その経緯を詳細かつ具体的に明らかにされたい。

2 この米側の要請に対しても、日本側はいつ、どのような協議の場で、どのように回答したのか、日米双方のメンバーも併せて、その経緯を詳細かつ具体的に示されたい。

二 県道一〇四号線実弾砲撃演習の移転に関する報告等の合意について

1 一九九六年十二月のSACO最終報告及び同年八月の日米合同委員会の「県道一〇四号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について」の合意では、小銃、機関銃の実弾射撃訓練ができるとの取り決めにはなつていない。どのように合意事項があるのか、あるなら示されたい。

### 2 SACO最終報告等の合意は、あくまで一〇四号線越えの一五五ミリりゅう弾砲の実弾砲撃演習について合意がなされたものであることは明白である。だからこそ、一九九七年以降、本土五カ所での実弾砲撃演習は、SACO最終報告等の合意に基づいて、一五五ミリりゅう弾砲のみの演習を行つてきたのではないか。

この合意事項のどこを根拠に、小銃、機関銃の実弾射撃演習までできるのか明確に説明されたい。

### 3 日米間でSACO最終報告等の合意がなされた、一九九六年から一九九七年の衆参両院の安全保険委員会並びに外務委員会等で議論されているが、当時の防衛庁長官は、本土の五演習場で実施するのは、一五五ミリりゅう弾砲の実弾射撃訓練のみであるということを繰り返し答弁している。それは日米間の合意でそのように取り決めたからではないのか。

4 本年二月二十七日の安全保険委員会での私の質問に対して、防衛庁は、「一五五ミリりゅう弾砲の実弾射撃訓練が中心であるが、それと一体のものとしての実弾射撃を伴う砲陣地の防御訓練は、「一〇四の移転訓練の一部を構成するものであるので、『SACO合意に含まれる』趣旨の答弁をしている。

5 政府のいう、「一体のものとしての実弾射撃を伴う砲陣地防御訓練」とは、どのような訓練をいうのか具体的に明らかにされたい。

二 SACO最終報告等の合意のどこに「砲陣地防御訓練」ができるという記載があるのか、また、合意事項のどこからそのような

6 SACO最終報告等の合意から十年余も経過して、今この時期に、何故、小銃、機関銃の実弾射撃演習を本土に拡大して実施するというのか、その理由を明らかにされたい。

7 現在、キャンプ・ハンセンで昼夜をわかつぬ激しい小重火器による演習が行われ山火事等を頻繁に起こしている。

これらの訓練は、海兵隊が危機の際に必要な演習をはじめ練度向上のための演習であり、砲兵が行う演習等とは全く別の独自の訓練・演習ではないのか。

8 政府は、一五五ミリりゅう弾砲の実弾砲撃演習の「一体のもの」という解釈を持ち出し、SACO最終報告等の合意に基づけば、実施できないこととなつていて、小銃、機関銃の小重火器の演習を、沖縄にとどまらず本土五カ所でできるようにし、演習の拡大・強化を図るというのが狙いではないのか。

これは、SACO最終報告等の合意では認められていない訓練・演習であることは明白である。政府の見解を問う。

9 この際、SACO最終報告における「県道一〇四号線越え実弾砲兵射撃訓練」の合意内容並びに日米合同委員会の「県道一〇四号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について」の合意内容を改めて明らかにされたい。

10 政府のいう、「一体のものとしての実弾射撃を伴う砲陣地防御訓練」とは、どのような訓練をいうのか具体的に明らかにされたい。

三 日出生台演習場の米軍使用に関する協定等について

1 日出生台演習場での海兵隊の小銃、機関銃の演習は、大分県知事、玖珠町長、湯布院町長、九重町長と福岡防衛施設局長との間で締結した「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」（平成九年十月二十三日）では、認めら

れていないのではないか、説明されたい。

2 稽賀防衛庁長官、守屋防衛事務次官が、本協定では認められていない小銃、機関銃の訓練・演習について、米側の要請があつたからといって、大分県知事をはじめ三市町長に対して受け入れを求めるというのは言語道断である。

政府は、SACO最終報告等の合意並びにその合意を踏まえて締結されたこの協定を尊重し、かつ関係自治体、地元住民をはじめ大分県民の演習の拡大・強化への不安、憂慮、怒りを考えるならば、むしろ米側に対して小銃、機関銃実弾射撃演習には応じられないとの毅然とした態度をとるべきではないのか。

3 日出生台演習場以外の他の四演習場についても、小銃、機関銃の実弾射撃演習を実施したい旨の申し入れを、関係自治体に行つたのか、自治体の意向を含めてその経緯を明らかにされたい。

4 「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」の内容について、この際、改めて明らかにされたい。

5 「日出生台演習場以外の他の四演習場においては、「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」と同内容の協定を締結しているのか。

6 文書による協定が締結されていない場合に、防衛施設局と地方自治体の間で、口頭による約束事等があるのか、あればその内容を演習場毎に明らかにされたい。

7 右質問する。



ル人がイスラエル国家を建設する権利を当然有していると政府は考えるか。

三 パレスチナ人の人民の自決の権利について政府はどのような認識を有しているか。パレスチナ人がパレスチナ国家を建設する権利を当然有していると政府は考えるか。

四 キルギス人の人民の自決の権利について政府がどのような認識を有しているか。キルギス人がキルギス国家を建設する権利を当然有していると政府は考えるか。

五 ウイグル人の人民の自決の権利について政府はどのような認識を有しているか。ウイグル人がウイグル国家を建設する権利を当然有していると政府は考えるか。

右質問する。

#### 内閣衆質一六四第二二二号

平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ウイグル人等の自決の権利に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

#### 衆議院議員鈴木宗男君提出ウイグル人等の自決の権利に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第六号）第一条1及び市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号）第一条1においては、人民の自決の権利（以下「自決の権利」という。）に基

づき、すべての人民は、政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する旨が規定されており、自決の権利は尊重されるべきであると考えている。自

人の独立国家の樹立の権利を確認する旨の国際連合総会決議が採択されており、我が国は、これを支持している。

平成十八年四月十二日提出  
質問 第一二二三号

#### 不妊治療の保険適用に関する質問主意書

提出者 野田 聖子

#### 不妊治療の保険適用に関する質問主意書

昨年、当初予測より二年早く、わが国で人口減少が始まっていることが明らかになった。少子化と高齢化が急激かつ同時に進行する形での人口減少は前例のない事態であり、国のかたちは確実に権利に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ウイグル人等の自決の権利に関する質問に対する答弁書

昨年、当初予測より二年早く、わが国で人口減少が始まっていることが明らかになった。少子化と高齢化が急激かつ同時に進行する形での人口減少は前例のない事態であり、国のかたちは確実に権利に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

現在、日本国内で四十七万組のカップルが不妊治療を受けていると言われる。治療を受けずに、あるいは受けられずに悩んでいる患者を含めれば、その三倍以上の人数になると試算されている。他方、体外受精により誕生した出生児数は年間一万五千人を数え、総出生児数の一%を超える。それ以外の治療により誕生した事例はより多

く、四万人、全出生児数の四%にもおよぶ数になると推測されている。

また、厚生労働科学研究班が平成十一年度に実

施した「患者から見た不妊治療の在り方に関する研究」（研究者：（社）日本家族計画協会クリニック所長・北村邦夫氏）では、不妊治療を必要としたカップルが「これまでに不妊の結果、治療費として医療機関に支払った費用」を尋ねている。十ヶ月間に亘り、三十万円が十九、二%と最多であり、次いで五十万円が十五、八%、百五十万円が十

一、五%、三十万円が十一、八%であった。「毎月の生活費だけでもかなえた」が四十八、六%ではあるが、「それまでの貯金を使つた」三十

七、六%、「ボーナスを使つた」二十一、八%、「仕事を始めた」十一、五%など、検査・治療にかかる経費が負担になつて現実が明らかとなつて

いる。

同様のアンケート調査は複数の地方自治体や市

民団体によつても行われている。平成十五年九月に山口県が実施した調査では、「これまでに不妊治療に要した治療費の総額平均四十三万円、体外受精を受けた場合は百五十九万円」、「不妊治療について県・市町村に對して望むこと（重複回答）は、1. 不妊治療の保険適用（九十一%）、2. 不

妊治療費の補助（八十五%）、3. 不妊専門の医療機関の増加（六十%）の順」となつて

いる。島根県の「不妊治療受診者アンケート」（平成十六年三月調査）でも、「行政に望むこと」の第一位は「不妊治療の保険適用（八十四%）である。大阪府の「不妊実態調査」（平成十三年八～十一月実施）では、「現在の気持ちは不妊治療全体について、自由にお書き下さい」という項目で、「経済的負担の軽減及び

保険適用や補助を望むもの」に最も多くの声（二十

八、四%）が寄せられた。

深刻な人口減少社会を迎えたわが国において、子どもを産みたいと願うカップルに対し、国家と

して支援することの意義は大きい。国は決して子どもを産むことを強制するのではなく、子どもを産むにあつてのさまざまな障害除去に取り組むことが期待される。不妊治療に係る経済的負担を軽減するとともに、不妊症の一部には解決可能な疾患があるとの観点から、その保険適用が必要であると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 平成十七年四月、尾辻厚生労働大臣（当時）は「平成十八年四月に医療保険などの抜本的な見直しをするが、不妊治療の保険適用についても検討課題にしたい」旨発言された。現在、不妊

治療の保険適用は検討課題として対応されている。

二 「不妊症は保険診療の観点からは疾患である」とする専門医の見解をどう考えるか

三 「不妊症は保険診療の観点からは疾患である」と考える場合、不妊治療を保険適用できない理由はなにか。

四 「不妊症は保険診療の観点からは疾患ではない」と考える場合、不妊治療に対しても補助金を付与する目的はなにか。

五 少子化を最大原因とする人口減少が進むわが国にあつて、子どもを産みたいと願う親を支援するという観点から、不妊治療を保険適用し、不妊治療に係る経済的負担を軽減させることは少子化ないしは人口減少をくい止める有効な一策になるとは考えられないか。

右質問する。

官報 (号外)

内閣衆質一六四第二二三号

平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員野田聖子君提出不妊治療の保険適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員野田聖子君提出不妊治療の保険適用に関する質問に対する答弁書  
一から三までについて

「不妊症は保険診療の観点からは疾患である」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国の医療保険制度においては、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療を保険適用の対象としているところであり、不妊治療のうち、ホルモンの異常並びに子宮及び卵管の機能障害等の身体の異常にに対する治療については、治療と疾患との関係が明らかであり、治療の有効性、安全性等が確立していることから、保険適用の対象としている。体外受精等のその他の不妊治療については、不妊の原因となる疾病的治療を目的としたものといえるかどうか、また、その成功率が必ずしも高くなく有効性が確立しているといえるかどうか等の点から、厚生労働省においては、現時点では保険適用の対象とすることは困難であると考えております。保険適用の対象とすることだけではなくそ

四について

「不妊症は保険診療の観点からは疾患ではない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特定不妊治療費助成事業は、保険適用の

対象としていない不妊治療の中でも特に医療費が高額となる体外受精について経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

五について

厚生労働省においては、一から三までについてで述べたとおり、現時点ではすべての不妊治療を保険適用の対象とすることは困難であるところ

考えており、不妊治療については、保険適用の対象とすることだけではなくその他の方策も含め引き続き検討しているところである。なお、厚生労働省においては、一から三までについてで述べたとおり、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療費助成事業を実施しているところである。

四についてで述べたとおり、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療費助成事業を実施しているところである。

平成十八年四月十二日提出  
質問 第二二四号

問主意書

提出者 照屋 寛徳

普天間基地移設・沿岸案 修正合意に関する質

普天間基地移設「沿岸案」修正合意に関する質問主意書

額賀福志郎防衛庁長官と島袋吉和名護市長は、

去る四月七日の額賀防衛庁長官と島袋名護市長との間における「沿岸案」修正の基本合意(以下、「四月七日の基本合意」という)における滑走路の長さについて、額賀防衛庁長官は、全長

一八〇〇メートルと明言している。一方、名護市は滑走路の長さを一五〇〇メートルとするよう求めている。政府は、建設される二本の滑走路が全長一八〇〇メートルとして名護市との間で基本合意を得たと考えているのか、あるいは今後名護市との協議の上変更もありうるのか、対米交渉は一八〇〇メートルで臨むのか、政府の明確な考えを明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第二二四号  
平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間基地移設「沿岸案」修正合意に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間基地移設「沿岸案」修正合意に関する質問に対する答弁書

一について

された米軍再編中間報告の中で、普天間飛行場をキヤンプ・シュワーブ沿岸部に移設するという日米両政府の合意に対し、一部修正を伴う新たな基本合意というべき内容である。主な内容で注目されるのは、滑走路を二本建設し、離陸用と着陸用に区別することによる。私は、額賀防衛庁長官と島袋名護市長の「沿岸案」修正合意に反対であった。この基本合意は、昨年十月二十九日に発表された。

二 四月七日の基本合意に基づく埋立面積はいくらか、中間報告「沿岸案」の埋立面積と比べて概算でどれだけ埋立面積が増えるのか、これによつて失う藻場面積はいくらか明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

三 四月七日の基本合意によると、滑走路をV字型に二本新設し、離陸用と着陸用に区別すると、問題は、米軍の運用である。政府は米軍全保障協議委員会で発表された文書において、普天間飛行場の代替施設(以下「代替施設」とい

る。そもそも今度の合意は中間報告の「沿岸案」に比べても、基地機能の強化や環境破壊の悪化、建設費用の増大につながるものであり、とうてい認められない。また、島袋名護市長は、中間報告「沿岸案」反対を公約に選挙戦を戦い、当選を得たものである。新しい合意の内容は、島袋名護市長の公約である「沖合案」の範囲内ではなく、中間報告「沿岸案」の範囲内ではなく、中間報告「沿岸案」そのものである。従つて、島袋名護市長の重大な公約違反は明白であり、当然リコールされるべきである。また、基本合意をめぐつて、政府と名護市間の認識や理解の違いがすでに表面化している。

よつて、次の事項について質問する。

五一四月七日の基本合意をふまえ、今後、沖縄県との間で協議し、普天間飛行場の代替施設の建設画について合意を得るのか、それとも沖縄県との合意なしに対米交渉を進め、米軍再編最終報告とするのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 四月七日の基本合意に基づく滑走路の運用及び使用方法に関する協定を締結し、これを厳守させるための実効ある担保を講ずるつもりか、政府の明確な考え方、特に米軍との運用協定の締結意志についての考え方を示されたい。

う。)の滑走路部分については、「大浦湾から、キャンプ・シュワブの南側海岸線に沿つた水域へと辺野古崎を横切ることになる。北東から南北の方向に配置される同施設の下方部分は、滑走路及びオーバーランを含み、護岸を除いた合計の長さが千八百メートルとなる。」とされ、これを基本として、平成十八年四月七日に防衛庁長官と名護市長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」(以下「基本合意書」という。)が合意されたと認識している。滑走路の長さについては、今後、決定されるものであり、引き続き、アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)との協議を行う考え方である。

## 二及び四について

お尋ねについては、今後、決定されるものであり、お答えすることができる段階はない。

なお、基本合意書に示された代替施設に係る工法については、埋立てかどうかを含め現時点において決定されていない。

## 三について

基本合意書においては、「政府は、平成十四年七月二十九日に合意した「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を踏まえ、使用協定を締結するものとする。」とされているところ、「使用協定」の内容に関する政府としての具体的な方針については、今後、検討することとしており、現時点では、何ら決定されておらず、お答えすることができる段階はない。また、名護市との間で「使用協定」を締結するに当たっては、合衆国との間で協議を行う考え方であるが、現時点では、いかなる形で合意をするかについて何ら決定していない。

## 五について

代替施設の建設計画については、基本合意書において、「今後、防衛庁と沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この合意をもとに、普天間飛行場の代替施設の建設計画について誠意をもつて継続的に協議し、結論を得ることとする。」とされており、これに基づき対処する考えである。

た日を明らかにされたい。

七 国会議員からの「外務省員手帳」の資料要求を拒否した法令上の根拠を明らかにされたい。

八 「外務省員手帳」は情報公開の対象になるか。

右質問する。

内閣衆質一六四第二二五号  
平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する質問に対する答弁書

提出者 鈴木 宗男

外務省員手帳

に関する質問に対する答弁書

提出者 鈴木 宗男

外務事務次官経験者の大使任用に関する質問

平成十八年四月十三日提出  
質問 第一二二六号

外務事務次官経験者の大使任用に関する質問

提出者 鈴木 宗男

文書により御指摘の資料要求があり、同月七日付けの文書で回答した。

八について

手帳について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求があつた場合には、同法の規定に従つて対応することとなる。

七 国会議員からの「外務省員手帳」の資料要求を拒否した法令上の根拠を明らかにされたい。

八 「外務省員手帳」は情報公開の対象になるか。

内閣衆質一六四第二二五号  
平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する質問に対する答弁書

提出者 鈴木 宗男

外務省員手帳

に関する質問に対する答弁書

提出者 鈴木 宗男

内閣衆質一六四第二二五号  
平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する質問に対する答弁書

提出者 鈴木 宗男

外務省員手帳

に関する質問に対する答弁書

提出者 鈴木 宗男

れを改定するべきであろう。」と記されている。

これに対して、平成十四年八月二十一日付「外務省改革『行動計画』」においては、「事務次官ポストの在り方(直ちに実施)」について、「事務次官は省の事務方の最高ポストであり、その任期については、ある程度長期にわたることが望ましく、少なくとも当面は改革の重要性に鑑み、その任期について三年を目途とする。事務次官の退任後、大使に任用するか否かについては、あくまで適材適所の観点に立ち、公正・厳格に判断する。」と記されている。

「外務省改革に関する『変える会』—最終報告書—」の提出から一ヶ月足らずで外務省が採択した「外務省改革『行動計画』」において、外務事務次官が最終ポストたるべきという提言の重要な部分が削除された理由と経緯について説明されたい。

三、「事務次官の退任後、大使に任用するか否かについては、あくまで適材適所の観点に立ち、公正・厳格に判断する。」とは具体的にどのような意味か。

四、「事務次官経験者の大使任用は原則として「あるのか」「ないのかを、まず「然り」か「否」で答える。その後、外務省の見解について説明されい。

五、「竹内行夫外務省顧問の事務次官としての在任期間を明らかにされた。竹内行夫顧問が外務事務次官をつとめていた時期に「次官は外務省組織の最頂点であり、従つて最終ポストたるべきである。」との内容を含む「外務省改革に関する『変える会』—最終報告書—」が提出されたという事実が存在するか。

六、「竹内行夫外務省顧問に対しても、『次官は外務

省組織の最頂点であり、従つて最終ポストたるべきである。』という考え方には適用されるか。右質問する。

内閣質一六四第二二六号  
平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十八年四月十三日提出  
質問 第一二二七号

### 政府系金融機関の再編に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

衆議院議員 鈴木宗男君提出外務事務次官経験者の大使任用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

#### 衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官経験者の大使任用に関する質問に対する答弁書

一について  
外務省としては、平成十四年七月二十二日の「外務省改革に関する『変える会』—最終報告書—」(以下「最終報告書」という。)は、外務省の改革のための具体的な措置を提言した文書であると認識している。

二について  
大使の任用は適材適所の観点に立つて公正かつ厳格に判断する必要があることから、御指摘の「外務省改革『行動計画』」における記述がなされた。

三、四及び六について  
外務省としては、大使の任用については、それが外務事務次官であるか否かにかかわらず、適材適所の観点に立つて公正かつ厳格に判断する必要があると考えている。

年一月までの間、外務事務次官を務めた。最終報告書は、平成十四年七月二十二日に提出された。

政府系金融機関の再編に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

一について  
外務省としては、平成十四年七月二十二日の「外務省改革に関する『変える会』—最終報告書—」(以下「最終報告書」という。)は、外務省の改革のための具体的な措置を提言した文書である。政策金融機関は、戦後の復興期や高度成長期、あるいは近年のデフレ不況からの脱却において、民間金融機関を補完する役割があつたといわれる。一方、諸外国と比較して規模が大きく、直接金融に偏っていることなどが問題とされる。確かに、政策金融のあり方については一定の改革が必要であるが、これらの改革により本来、国民生活に必要とされる中小・零細企業に対する融資機能や第一次産業への融資など、民間金融を補完する機能まで無くしてはならないものである。「簡素で効率的な政府を作る」といった名目での拙速な改革は行つてはならず、政策金融改革は慎重を期す必要があるものと考えられる。

従つて、次の事項について質問する。

1 全体

(1) 現在は金融緩和期でゼロ金利に近い状況であることから、地銀も地域に目が向いており大銀行も業績好調と、政府系金融機関の縮小を議論するには好環境の中にある。しかし、将来この法案に書かれている

よう。政府系金融機関が廃止・縮小・民営化される頃に与信規模が適正に保たれるかは保障の限りではない(数年前の金融収縮の時期にこの法案が提出されれば大反対にあつたであろう)。将来、先年あつたような信用収縮が起つた状況で政府系金融機関が縮小していれば、どのようにそした事態に対応するのか。

(2) 景気悪化時に、民間金融機関が貸し渋りや貸し剥がしなどの行動を取つた時など、政策金融機関の果たしてきた役割で必要な部分もあつたのではないか。どの部分を評価し、どの部分が悪かつたと反省するのか。

(3) 政府系金融機関の果たしてきた役割を考えると、財政資金の中で、年間千三百億円という金額(全廃しても支出削減効果は一般会計の〇・一五%)は、効果に比して大ききな金額とはいえないのではないか。

(4) 財政投融资資金の出口改革といつても、郵貯・簡保三百五十兆円のうち、政府系金融機関はわずか三十二兆円である。中小企業などに果たしてきた役割を考えるとこれをなくすことがいいのか。

(5) 法案四条二号の基本方針は、政策金融の規模を縮小させようというものであると思うが、実質的な縮小規模は大きくはないのではないか。

(6) 「行政改革の重要な方針」(二〇〇五年十二月二十四日閣議決定)で、「新たな財政負担を行わない」としているが、法案四条三号との関係いかん。

(7) 新政策金融機関において次の貸付を実施





は、簡素で効率的な政府の観点から、新政策金融機関に統合すべきとされた。

政府としては、同報告書を踏まえ、戦略的な海外経済協力の効率的な実施に向けて「海外経済協力会議(仮称)」を内閣に設置するなどの体制の構築を進めているところである。

なお、国際協力銀行に統合する前の日本輸出入銀行、海外経済協力基金では、それぞれの業務分担は明確となっていたため、どちらが貸付けを行うのかの争いで非効率な業務運営になつていたのではないかとの御指摘は当たらないと考える。

3の(3)について  
国際協力銀行の国際金融等業務を承継する新政策金融機関の組織及び業務の在り方について  
は、今後の詳細な制度設計等において、行政改革推進法案第五条第四号の規定に基づき、効率的なものとなるよう、検討していくこととしている。

3の(4)について  
国際協力銀行の海外駐在員事務所の取扱いについては、今後の詳細な制度設計等において、行政改革推進法案の規定に基づき、検討している。

3の(5)について  
お尋ねの政府内体制の在り方については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、内閣官房長官の下で開催された「海外経済協力に関する検討会」の報告書では、「海外経済協力会議(仮称)」を内閣に設置し、我が国の海外経済協力の重要な事項を内閣総理大臣及び少數の閣僚で機動的かつ実質的に審議するとともに、海外経済協力の

主要な手段である政府開発援助について、外務省が、「海外経済協力会議(仮称)」の審議する基

本戦略の下、関係省庁との連携を深めつつ、引き続き、政府全体を通じる調整の中核の任に当たること、また、戦略的な政府開発援助の観点から、円借款、技術協力及び無償資金協力をシームレスに取り扱い、国際協力機構が一元的に実施すること等が提言された。

政府としては、同報告書を踏まえ、戦略的な海外経済協力の効率的な実施に向けて「海外経済協力会議(仮称)」を内閣に設置するなどの体制の構築を進めているところである。

4の(1)について  
行政改革推進法案第六条第一項の「完全民営化」とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)を設立の根拠とし、政府の出資がない株式会社とすることをいう。

4の(2)について  
行政改革推進法案第六条第一項の「完全民営化」とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)を設立の根拠とし、政府の出資がない株式会社とすることをいう。

4の(3)について  
行政改革推進法案第六条第一項の「完全民営化」とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)を設立の根拠とし、政府の出資がない株式会社とすることをいう。

4の(4)について  
日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう必要な措置を講ずることとしており、具体的な業務の在り方については、今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。

4の(5)について  
お尋ねの措置は、自己資本の整備又は円滑な資金調達のための措置であるが、具体的には、今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。

4の(6)について  
お尋ねの措置は、日本政策投資銀行の完全民営化に当たりその機能の主要な部分が維持され

ることを担保するための措置であるが、具体的には、今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。そのような措置を講ずることは、4の(1)についてでお答えした「完全民営化」と矛盾するものではないと考える。

4の(7)について  
民営化後の日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫の具体的な資金調達手段については、今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。

4の(8)について  
日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫の完全民営化に当たっては、両機関の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずることとしており、具体的には、今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。

4の(9)について  
日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう必要な措置を講ずることとしており、具体的な業務の在り方については、今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。

6の(1)について  
行政改革推進法案第十二条第一号は、「行政改革の重要方針」の御指摘の箇所を受け、その趣旨を規定したものである。「政府の出資に係る資産とそれ以外の資産との区分は、事例に応じて判断していくことになるものと考える。

6の(2)について  
行政改革推進法案第十二条第一号は、「行政改革の重要方針」の御指摘の箇所を受け、その趣旨を規定したものである。「政府の出資に係る資産とそれ以外の資産との区分は、事例に応じて判断していくことになるものと考える。

6の(3)について  
国民生活金融公庫の教育資金の貸付けについ

ては、行政改革推進法案第八条第二項において、「低所得者の資金需要に配慮しつつ、貸付けの対象の範囲を縮小するものとする」と規定しており、当該貸付けと独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との関係を含め、その在り方については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、

自立的発展に寄与してきたものと評価している。  
5の(1)について  
行政改革推進法案第七条第一項に規定する「資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組み」については、今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。

5の(2)について  
行政改革推進法案第七条第二項に規定する「移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置」の具体的な内容については、今後の詳細な制度設計等において検討している。  
5の(3)について  
危機対応体制の具体的な在り方については、御指摘の政府等との関係も含め、今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。

今後の詳細な制度設計等において検討していくこととしている。

なお、平成十八年度一般会計予算において、國民生活金融公庫の教育資金の貸付けに対しては財政措置をしておらず、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業に対しても千百三十四億円の財政措置をしている。

#### 6の(4)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、例えば、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇五」(平成十七年六月二十一日閣議決定)にあるとおり、郵政民営化と政策金融改革とは、資金の流れを「官から民へ」と変える上で、共に重要な改革と考える。

水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案

右の議案を提出する。

平成十八年四月二十四日

提出者

東 順治	田野瀬良太郎
遠藤 利明	田村 憲久
松本 純	江渡 聰徳
宮澤 洋一	石崎 岳
岩永 峯一	加藤 勝信
松浪 健太	山本 公一
松岡 利勝	中川 正春
三井 辨雄	長浜 博行
田島 一成	近藤 昭一
富田 茂之	穀田 恵二
日森 文尋	龜井 久興

右決議する。

賛成者  
細田 博之六十四名

水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議

行政が公害の原点とする水俣病を公式に確認してから、五十年の節目を迎えた。本院は、水俣

病という未曾有の公害の犠牲になり、尊い命を亡くされた方々に心から追悼の誠を捧げるとともに、残されたご遺族の悲しみ、今なお鬱病のなかにある被害者とそのご家族の苦痛と苦難に深く思いを致すものである。

平成十六年十月に出された水俣病関西訴訟の最高裁判決は、国及び熊本県に水俣病被害の拡大の不作為の不法行為責任を認め、損害賠償の一部について責任を負うことを見定した。政府はこの判決を厳粛に受け止め、平成七年の政治的解決及び水俣病発生から今日に至る五十年以上の経緯の中で、長きにわたり心身の苦労を耐え忍んでこれらたすべての水俣病被害の方々が、地域社会の理解の中で健やかで安心な暮らしを送れるよう、関係地方公共団体と協力しながら、水俣病対策を着実、かつ、総合的に実施すべきである。

本院は、水俣病公式確認五十年の節目に当たり、水俣病の悲劇を貴重な教訓として謙虚に学び、我が国の環境政策の一層の進展を図るとともに、この水俣病の教訓を世界に発信していくことの重要性をあらためて確認し、このような悲惨な公害を決して再び繰り返さない決意をここに表明する。

#### 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成十七年九月三十日  
内閣総理大臣 小泉純一郎

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に

関する法律の一部を改正する法律

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律平成十四年法律第二百五十三号の一部を次のように改正する。

目次中「署名検証者」を「署名検証者等」に、「第十九条を「第十九条の三」に改める。

第二条第二項中「又は第十七条第四項」を「第十七条第四項」に改め、「署名検証者等」の下に「又は

同条第六項に規定する団体署名検証者」を加える。

「第二節 署名検証者に対する失効情報等の提供」を「第二節 署名検証者等に対する失効情報等の提供」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行つたことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(第四号及び第五号に掲げる者にあっては電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあっては行政手続等における

る情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)及び裁判所に対する申請、届出その他手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの手続を求める旨の届出をしなければならない。

#### 一 行政機関等

#### 二 裁判所

三 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者

四 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者

五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者

六 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの

七 関する者

八 第十七条第二項中「前項」を「前項第五号」に改め、同項第二号中「第二十六条」を「第二十

六条第一項」に改め、同項第六号中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

六号に掲げる団体にあっては行政手続等における

5 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対して第

## 官報(号外)

十九条の二第一項の規定による回答をするため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めるようとする場合(第一号に掲げる団体については当該団体に所属する者が法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、第二号に掲げる団体又は機関にあっては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行なう場合には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めたところにより、これらの提供を求める旨及び第十九条の二第一項の規定による回答を受けた者(以下「署名確認者」という。)の範囲の届出所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めたところにより、これらの提供を求める旨及び第十九条の二第一項の規定による回答を受けた者(以下「署名確認者」という。)の範囲の届出所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)

一 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体で政令で定めるもの

二 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの

三 署名確認者から第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 署名確認者若しくはその役員若しくは職員等に改め、同条第一項中「次条第一項」の下に「又は第十九条の二第一項」を、「署名確認者」の下

4 第十九条の二第一項若しくは第三項を加え、「第二十六条」を「第二十六条第一項若しくは第二项」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同項第五号中「署名検証者」を「署名検証者等」に、「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

五 署名確認者の委託を受けて行う第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は從事していた者が第二十八条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

第二章第二節中第十九条の次に次の二条を加える。

(団体署名検証者の義務)

第十九条の二 団体署名検証者は、次条第一項の規定による確認をしようとする署名確認者の求めがあったときは、第十八条第一項及び第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルを基に当該求めに係る電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第四項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

2 署名確認者は、利用者から通知された電子証明書を、当該電子証明書とともに通知された電子証明書について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていることとの確認以外の目的に利用してはならない。

3 第十九条の二第一項の見出しを「(署名検証者等による受領した失効情報等の安全確保等)」に改め、同条中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条に次た署名確認者が同項の規定により受けた回答の二項を加える。

3 第十九条の二第一項の規定による回答を受けた署名確認者が同項の規定により受けた回答は、当該電子証明書を、当該電子証明書とともに通知された電子署名が行なわれた利用者署名符号を用いて行われていることとの確認以外の目的に利用してはならない。

官報(号外)

(以下「受領した回答」という。)の電子計算機処理等を行つては、当該署名確認者は、受領した回答の漏えいの防止その他の当該受領した回答の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、署名確認者から受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第二十六条の見出しを「(署名検証者等の受領した失効情報等の利用及び提供の制限等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 団体署名検証者は、第十九条の二第一項の規定により電子証明書が効力を失つていないことの確認をし、当該確認の結果についての回答を利用するため必要な範囲内で、受領した失効情報等を利用するものとし、受領した失効情報等の全部又は一部を当該確認及び回答以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3 署名確認者は、第十九条の三第一項の規定により電子証明書が効力を失つていないことの確認をするため必要な範囲内で、受領した回答を利用するものとし、受領した回答の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第二十七条の見出しを「(署名検証者等の職員等の秘密保持義務等)」に改め、同条中「署名検証者を一署名検証者等に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、前二項中「受領した失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

第二十八条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、同項中「受領した失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

第三十四条第一項第九号中「第十八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項第十号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる事務に附帯する事務

第三十四条第三項中「認証事務を行わない」を「認証事務及び第二十九条から第三十一条までに規定する事務を行わない」に改める。

第五十一条の見出し中「認証事務」を「認証事務等」に改め、同条第一項及び第二項中「認証事務」を「認証事務等」に改める。

第五十二条の見出し中「認証事務」を「認証事務等」に改め、同条中「認証事務を行う」を「認証事務等を行う」に、「認証事務の」を「認証事務等の」に改める。

第五十六条第一項中「第十七条第一項」を「第十七条第五号」に改め、同条第二項中「行政機関等」の下に「及び裁判所」を、「同じ。」の下に「及び団体署名検証者」を加える。

第六十二条中「第二十七条」を「第二十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に改める。

第六十五条第一項中「第十七条第一項」を「第十七条第五号」に改め、同条第二項中「署名檢

者」の下に「又は団体署名検証者」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第三項に規定する委任都道府県知事に対してされた同法第二十九条第一項の規定による開示の請求に係る同条第二項に規定する開示及び同法第三十一条第一項に規定する訂正等については、なお従前の例による。

(経過措置)

都道府県知事に対し保存期間に係る失効情報及び失効情報ファイルの提供を求める

ことができる者の範囲に次に掲げる者を加えること。

(1) 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者

(2) 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの

(3) 団体署名検証者・署名確認者制度の創設次に掲げる団体又は機関は、その所属する者で政令で定めるものから求められた利

用者に係る電子証明書の有効性の確認に応じるために、都道府県知事に対し保存期間に係る失効情報及び失効情報ファイルの提供

を求めるようとするときは、あらかじめ所要の事項を届け出なければならないものとす

ること。

(1) 法律の規定に基づき他人の依頼を受け

る申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行つたことを確認することができる者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 署名検証者、団体署名検証者及び署名確認者に関する事項

(一) 署名検証者の範囲の拡大

都道府県知事に対し保存期間に係る失効情報及び失効情報ファイルの提供を求める

ことができる者の範囲に次に掲げる者を加えること。

(1) 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者

(2) 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの

(3) 团体署名検証者・署名確認者制度の創設次に掲げる団体又は機関は、その所属する者で政令で定めるものから求められた利

用者に係る電子証明書の有効性の確認に応じるために、都道府県知事に対し保存期間に係る失効情報及び失効情報ファイルの提供

を求めるようとするときは、あらかじめ所要の事項を届け出なければならないものとす

## 官報(号外)

<p>届出その他の手続を行う者が所属する団体で政令で定めるもの</p> <p>(2) 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの</p> <p>2 指定認証機関等の事務に関する事項</p> <p>(一) 都道府県知事が指定認証機関に行わせる能够在認証事務に電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に附帯する事務を追加するものとすること。</p> <p>(二) 委任都道府県知事は、開示請求者に係る認証業務情報の開示等を行わないものとすること。</p> <p>3 施行期日</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。</p> <p>二 議案の可決理由</p> <p>電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。</p> <p>なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十八年四月二十日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平殿 総務委員長 中谷 元</p>	<p>〔別紙〕</p> <p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議</p> <p>政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。</p> <p>一 公的個人認証サービスを基にした電子申請等の手続の普及を進めるとともに、国民が広く利用できるよう署名検証者等の範囲を拡大することにより、住民の利便性の向上及び行政の合理化を推進すること。また、これに際しては、地域間格差が生じないよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>二 個人情報保護の万全を期すため、地方公共団体の条例についても、個人情報保護法の趣旨を踏まえ適切な措置が講じられるよう助言に努めること。</p> <p>三 地方公共団体の認証業務を行うに当たつては、情報の流出、改ざん、不正使用等が行われないよう、個人情報管理の徹底、セキュリティー対策の強化等を図ることにより、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。</p> <p>特に、コンピュータウイルスに感染したパソコン・コンピューターから地方公共団体が保有する個人情報が流出する事例が頻発していることにかんがみ、地方公共団体において早急に、自ら対策を講ずるとともに、請負契約等に基づき地方公共団体が保有する個人情報を処理する者に対しても同様の対策の徹底を求めるよう適切な助言に努めること。</p>
<p>四 住民基本台帳カードの利活用を図るに当たつて、プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの安易な利用の拡大を行わないよう留意すること。</p> <p>刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求める件</p> <p>右</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成十八年三月十日</p> <p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p>	<p>刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求める件</p> <p>右</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成十八年三月十日</p> <p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p>
<p>四 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求める件</p> <p>右</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成十八年三月十日</p> <p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p> <p>第一条</p> <p>各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施する。</p> <p>第二条</p> <p>共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。</p> <p>(1) 証言、供述又は物件の取得、捜索又は差押えによるものと含む。</p> <p>(2) 人、物件又は場所の見分</p> <p>(3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定</p> <p>(4) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供</p> <p>(5) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達</p> <p>(6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの</p> <p>(7) 裁判上の文書の送達</p> <p>(8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに連関する手続についての共助</p> <p>(9) 被請求国の法令により認められるその他の</p>	<p>四 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求める件</p> <p>右</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成十八年三月十日</p> <p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p> <p>第一条</p> <p>各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施する。</p> <p>第二条</p> <p>共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。</p> <p>(1) 証言、供述又は物件の取得、捜索又は差押えによるものと含む。</p> <p>(2) 人、物件又は場所の見分</p> <p>(3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定</p> <p>(4) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供</p> <p>(5) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達</p> <p>(6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの</p> <p>(7) 裁判上の文書の送達</p> <p>(8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに連関する手続についての共助</p> <p>(9) 被請求国の法令により認められるその他の</p>
<p>四 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求める件</p> <p>右</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成十八年三月十日</p> <p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p> <p>第一条</p> <p>各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施する。</p> <p>第二条</p> <p>共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。</p> <p>(1) 証言、供述又は物件の取得、捜索又は差押えによるものと含む。</p> <p>(2) 人、物件又は場所の見分</p> <p>(3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定</p> <p>(4) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供</p> <p>(5) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達</p> <p>(6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの</p> <p>(7) 裁判上の文書の送達</p> <p>(8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに連関する手続についての共助</p> <p>(9) 被請求国の法令により認められるその他の</p>	<p>四 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求める件</p> <p>右</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成十八年三月十日</p> <p>内閣総理大臣 小泉純一郎</p> <p>第一条</p> <p>各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施する。</p> <p>第二条</p> <p>共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。</p> <p>(1) 証言、供述又は物件の取得、捜索又は差押えによるものと含む。</p> <p>(2) 人、物件又は場所の見分</p> <p>(3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定</p> <p>(4) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供</p> <p>(5) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達</p> <p>(6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの</p> <p>(7) 裁判上の文書の送達</p> <p>(8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに連関する手続についての共助</p> <p>(9) 被請求国の法令により認められるその他の</p>

官 報 (号 外)

共助であつて両締約国の中中央当局で合意されたもの	
第二条	
1	各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。大韓民国については、中央当局は、法務部長官又は同長官が指定する者とする。
2	この条約に基づく共助の請求は、請求国の中中央当局から被請求国の中中央当局に対し行われる。
3	両締約国の中中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。
4	第三条
1	被請求国の中中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。
(1)	被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合
(2)	被請求国が、請求された共助の実施により自國の安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合
(3)	被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合
(4)	被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされないと、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めると足る十分な理由がある場合
(5)	被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自國の法令に
3	よれば犯罪を構成しないと認める場合
4	第四条
1	請求国の中中央当局は、共助の請求を書面によつて行う。ただし、請求国の中中央当局は、被請求国の中中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求国の中中央当局は、被請求国の中中央当局が求める場合には、共助の請求を確認する書面をその後速やかに追加的に提出する。共助の請求には、両締約国の中中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の中中央当局による翻訳文(緊急の場合は、英語による翻訳文)を添付する。
2	共助の請求に当たつては、次の事項について通報する。
(1)	被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされないと、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めると足る十分な理由がある場合
(2)	請求する共助についての説明
(3)	請求する共助の目的についての説明
(4)	被請求国が、請求する共助についての説明
3	被請求国の中中央当局は、請求された共助を拒否するに先立ち、自國が必要と認める条件を付して共助をすることができるか否かについて検討するために、請求国の中中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合に是、これに従う。
4	第五条
1	被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従つて速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をする。
2	被請求国は、請求された共助を自國の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自國の法令に反しない限りにおいて、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(9)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。
3	被請求国の中中央当局は、請求された共助の実施が自國において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げるとして認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中中央当局間での協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。
4	被請求国は、請求国の中中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中中央当局は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。
5	被請求国の中中央当局は、請求された共助の実施する上でこの条約上の要求を十分に満たしていないと認める場合には、被

施の状況に関する請求国の中中央当局による合理的な照会に回答する。

6 被請求国の中中央当局は、請求国の中中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかつた場合には、その理由につき請求国の中中央当局に通報する。

#### 第六条

1 被請求国は、両締約国の中中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。

2 兩締約国の中中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになつた場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

#### 第七条

1 請求国は、被請求国の中中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された検査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。

2 被請求国の中中央当局は、請求国がこの条約の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を秘密のものに限る。

として取り扱うこと又は当該中中央当局が定める

その他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

#### 第八条

1 被請求国の中中央当局は、請求国がこの条約の規定に従つて提供された物件を当該中中央当局が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するため必要と認めるものを含む)に従つて輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中中央当局は、この条約の規定に従つて提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中中央当局が定める条件に従つて当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

#### 第九条

1 被請求国は、証言、供述又は物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国が手続に関して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を請求国の中中央当局に提供する。

2 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求国は、強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の中中央当局に通報する。被請求国の中中央当局は、当該者の回答につき請求国の中中央当局に速やかに通報する。

3 被請求国は、物件を取得するに当たり、被請求国は、強制措置(検査又は差押えを含む)をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の中中央当局に通報する。ただし、このような措置が必要とするよう最善の努力を払う。

2 被請求国は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

3 被請求国は、自國の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自國の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。

4 被請求国は、自國に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

**第十二条**

被請求国は、自國に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

#### 第十三条

1 被請求国は、自國に所在し、請求国との関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。請求国の中中央当局は、自國が当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中中央当局に通報する。被請求国の中中央当局は、当該者の回答につき請求国の中中央当局に速やかに通報する。

2 1に規定する招請に従つて請求国の中中央当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の中中央当局において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証拠を提出

官 報 (号 外)

<p>することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の検査以外のいかなる検査についても協力することを強制されない。</p> <p>3 (1) 1に規定する招請に従つて請求国の関係当局に出頭することに同意した者につき2の規定に従つて与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。</p> <p>(a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によつて通知された後十五日が経過した時</p> <p>(b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあつてはその時</p> <p>(c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかつた場合(やむを得ない事情によるときを除く。)にあつてはその時</p>	
<p>(2) 請求国の中中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に規定する時に終了した場合には、被請求国の中中央当局にその旨を遅滞なく通報する。</p> <p>4 この条に規定する出頭の招請に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問はず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。</p>	
<p>第十四条 証言の取得その他の目的のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国の中中央当局にその必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国の中中央当局が合意したときに限り。</p> <p>1 被請求国は、送達のために請求国から送付された裁判上の文書の送達を実施する。</p> <p>2 請求国の中中央当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係る共助の請求は、出頭期日の少</p>	
<p>2 (1) 請求国は、被請求国が1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。</p> <p>2 (2) 請求国は、両締約国の中中央当局による事前に又は別段の合意に従い、当該者を被請求国に直ちに送還する。</p> <p>(b) 被請求国の中中央当局が、請求国の中中央局に対し、当該者について、被請求国の中中央局に拘禁の必要がなくなったことを通報し令上拘禁の必要がなくなったことを通報しに直ちに送還する。</p> <p>(c) 請求国によって当該者が拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。</p> <p>3 この条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、請求国から被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を享受しないことについての同意を与え、かつ、両締約国の中中央当局がそれについて合意する場合は、この限りでない。</p> <p>4 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。</p>	
<p>第十五条 第十四条</p> <p>1 被請求国は、自國の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができ。</p> <p>2 1の規定による共助の実施の結果犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自國の法令が認める範囲内で、自國が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請求国に移転することができる。</p> <p>第十六条</p> <p>1 この条約は、批准されなければならない。</p> <p>2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。</p> <p>3 この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われた共助の請求(当該請求がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。)について適用する。</p> <p>4 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。</p>	
<p>第十七条</p> <p>1 この条約の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けたこの条約に署名した。</p> <p>二千六年一月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。</p>	

日本国のために

麻生太郎

大韓民国のために

羅鍾一

## 官 報 (号 外)

日本国に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求める件及び同報告書

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求める件に関する報告書

## 事件の目的及び要旨

平成十六年七月の日韓首脳会談において、日韓間の刑事共助条約の締結交渉を開始すること

で意見が一致したことを受け、両国間で交渉を行つた結果、平成十七年八月に条約案文につき

実質的な合意に達したので、平成十八年一月二十日に東京において、本条約の署名が行われた。

本条約は、我が国と大韓民国との間の、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助に係る

要件、手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施すること。

2 共助には、(1)証言、供述又は物件の取得、(2)人、物件又は場所の見分、(3)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(4)被請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達、(6)拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の

目的のためのもの、(7)裁判上の文書の送達、(8)犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、(9)被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中中央当局で合意されたものを含むこと。

この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、大韓民国は法務部長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定することとし、両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡すること。

被請求国の中中央当局は、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自國の法令によれば犯罪を構成しないと認める等の場合には、共助を拒否することができるること。

平成十八年四月二十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

外務委員長 原田 義昭

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができ、また、両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議すること。

なお、本条約は、批准書の交換の日の後三十五千六百九十六人に、「四万五千八百六人」を「四万五千八百十二人」に、「四万七千三百三十二人」を「四万七千三百四十二人」に、「四百七十六人」を「四百八十六人」に、「千八百四十六人」を

日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国から大韓民国に対して請求する共助が大韓民国において一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の迅速化が期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

と。

第三十一条の見出しを「(装備本部)」に改め、同条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改め、同条第二項を次のように改める。

一 自衛隊の装備品等及び役務についての取扱(前条第二項に規定する考案、設計及び試作並びに次号に規定する調達をいう。)に

関する事務の効率的かつ効率的な実施を図るために統一的な指針の作成に関すること。

2 装備本部は、次の事務をつかさどる。

第三十二条第一項及び第四項中「契約本部」を「装備本部」に改める。

第三十三条第三項及び第四項中「契約本部」を「装備本部」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第四十二条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第六号に掲げるものを除く。」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第五条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改める。

第十条第一項中「方面隊」の下に、「中央即応

を「千八百八十六人」に、「二十五万五千五百八十二人」を「二十五万五千五百八十八二人」に改める。

六 第五条第十九号に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関するこ

官 報 (号外)

集団」を加え、同条に次の二項を加える。

5 中央即応集団は、中央即応集団司令部及び

団その他の直轄部隊から成る。

第十二条の二の次に次の二条を加える。

(中央即応集団司令官)

第十二条の三 中央即応集団の長は、中央即応

集団司令官とする。

2 中央即応集団司令官は、長官の指揮監督を

受け、中央即応集団の隊務を統括する。

第十四条を削り、第三章第一節中第十三条を

第十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(部隊の長)

第十三条 方面隊、師団、旅団及び中央即応集

団以外の部隊の長は、長官の定めるところに

より、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊

務を統括する。

第二十四条第一項第四号を次のように改め

る。

四 地方協力本部

第二十九条の見出しを「地方協力本部」に改

め、同条第一項中「地方連絡部」を「地方協力本

部」に改め、「においては」の下に「地方における

涉外及び広報」を加え、同条第二項中「地方連

絡部に」を「地方協力本部に」に、「地方連絡部

長」を「地方協力本部長」に改め、同条第三項中

「地方連絡部長」を「地方協力本部長」に改める。

第七十五条の二第二項中「八千三百七十八人」

を「八千三百六十八人」に改める。

第一百条の二第一項中「内部部局若しくは」を削

り、「契約本部」を「装備本部」に改め、「(内部部

局にあつては、防衛庁設置法第十条第六号に掲

げる事務に係る教育訓練を実施することの委託

を受けた場合に限る。」を削る。

第百十五条の七中「速やかにその超えること

となる日前に」を「速やかに」に改める。

第一百九条第一項第四号中「第二号」を「第三

号」に改める。

別表第一中「第十三条」を「第十四条」に改め

る。

玉市に、「椎田町」を「築上町」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一改

正)

別表第三中「茨城県東茨城郡小川町」を「小美

和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次

のように改める。

第四条第一項を削り、同条第二項中「防衛庁

の」の下に「事務次官、防衛参事官、書記官、部

員、」を加え、「防衛参事官等」を削り、「別表

第二項」を「前項」に改め、「防衛参事官等又は」を

削り、同項を同条第二項とし、同条第三項中「前

項」を「別表第一」に改め、「別表第六」を削

り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前

二項」を「前項」に改め、「防衛参事官等」を削

り、「別表第一」に改め、「別表第六」を削

り、「別表第二」を「第一項の規定」に改め、同項

を同条第三項とし、同条第五項中「別表第三」を

「別表第二」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条の二第一項中「防衛参事官等及び」及び

「及び別表第二」を削り、「別表第五及び別表

第六」を「及び別表第五」に改め、同条第二項及

び第三項中「防衛参事官等及び」を削る。

第五条第一項第一号中「防衛参事官等が事務

官等若しくは自衛官となり、「及び「防衛参事官

等若しくは」を削り、同項第三号中「防衛参事官

等又は」、「別表第一の指定職の欄又は」及び「の

一級から六級までの欄若しくは別表第二を削り、「別表第五若しくは別表第六」を「若しくは別表第五」に改め、同項第四号及び同条第二項中別表第三を「別表第二備考四」に改め、同条第四項中「別表第一の指定職の欄」を削り、「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条中防衛隊設置法第八条の改正規定並

びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同

法第十二条の二の次に一条を加える改正規

定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節

中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条

を加える改正規定、同法第七十五条の二第二

項の改正規定及び同法別表第一の改正規定

平成十九年三月三十一日までの間ににおいて政

令で定める日

第二条中自衛隊法第百十五条の七、第百十

九条第一項第四号及び別表第三の改正規定

二月三日施行する。

第三条この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日において第三条の規定による改正前

の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧

法」という。)別表第一の適用を受けていた職員

(次項及び附則第四条に規定する職員を除く。)

で施行日において一般職の職員の給与に関する

法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般

職給与法」という。)別表第一イの適用を受ける

こととなるものの施行日における職務の級(以

下「新級」という。)は、施行日の前日において

その者が属していた職務の級(以下「旧級」とい

う。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条中防衛隊設置法第八条の改正規定並

びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同

法第十二条の二の次に一条を加える改正規

定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節

中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条

を加える改正規定、同法第七十五条の二第二

項の改正規定及び同法別表第一の改正規定

平成十九年三月三十一日までの間ににおいて政

令で定める日

第二条中自衛隊法第百十五条の七、第百十

九条第一項第四号及び別表第三の改正規定

二月三日施行する。

第三条この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日において第三条の規定による改正前

の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧

法」という。)別表第一の適用を受けていた職員

(次項及び附則第四条に規定する職員を除く。)

で施行日において一般職の職員の給与に関する

法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般

職給与法」という。)別表第一イの適用を受ける

こととなるものの施行日における職務の級(以

下「新級」という。)は、施行日の前日において

その者が属していた職務の級(以下「旧級」とい

う。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条中防衛隊設置法第八条の改正規定並

びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同

法第十二条の二の次に一条を加える改正規

定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節

中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条

を加える改正規定、同法第七十五条の二第二

項の改正規定及び同法別表第一の改正規定

平成十九年三月三十一日までの間ににおいて政

令で定める日

第二条中自衛隊法第百十五条の七、第百十

九条第一項第四号及び別表第三の改正規定

二月三日施行する。

第三条この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日において第三条の規定による改正前

の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧

法」という。)別表第一の適用を受けていた職員

(次項及び附則第四条に規定する職員を除く。)

で施行日において一般職の職員の給与に関する

法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般

職給与法」という。)別表第一イの適用を受ける

こととなるものの施行日における職務の級(以

下「新級」という。)は、施行日の前日において

その者が属していた職務の級(以下「旧級」とい

う。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条中防衛隊設置法第八条の改正規定並

びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同

法第十二条の二の次に一条を加える改正規

定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節

中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条

を加える改正規定、同法第七十五条の二第二

項の改正規定及び同法別表第一の改正規定

平成十九年三月三十一日までの間ににおいて政

令で定める日

第二条中自衛隊法第百十五条の七、第百十

九条第一項第四号及び別表第三の改正規定

二月三日施行する。

第三条この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日において第三条の規定による改正前

の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧

法」という。)別表第一の適用を受けていた職員

(次項及び附則第四条に規定する職員を除く。)

で施行日において一般職の職員の給与に関する

法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般

職給与法」という。)別表第一イの適用を受ける

こととなるものの施行日における職務の級(以

下「新級」という。)は、施行日の前日において

その者が属していた職務の級(以下「旧級」とい

う。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条中防衛隊設置法第八条の改正規定並

びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同

法第十二条の二の次に一条を加える改正規

定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節

中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条

を加える改正規定、同法第七十五条の二第二

項の改正規定及び同法別表第一の改正規定

平成十九年三月三十一日までの間ににおいて政

令で定める日

第二条中自衛隊法第百十五条の七、第百十

九条第一項第四号及び別表第三の改正規定

二月三日施行する。

第三条この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日において第三条の規定による改正前

の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧

法」という。)別表第一の適用を受けていた職員

(次項及び附則第四条に規定する職員を除く。)

で施行日において一般職の職員の給与に関する

法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般

職給与法」という。)別表第一イの適用を受ける

こととなるものの施行日における職務の級(以

下「新級」という。)は、施行日の前日において

その者が属していた職務の級(以下「旧級」とい

う。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条中防衛隊設置法第八条の改正規定並

びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同

法第十二条の二の次に一条を加える改正規

定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節

中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条

を加える改正規定、同法第七十五条の二第二

項の改正規定及び同法別表第一の改正規定

平成十九年三月三十一日までの間ににおいて政

令で定める日

第二条中自衛隊法第百十五条の七、第百十

九条第一項第四号及び別表第三の改正規定

二月三日施行する。

第三条この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日において第三条の規定による改正前

の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧

法」という。)別表第一の適用を受けていた職員

(次項及び附則第四条に規定する職員を除く。)

で施行日において一般職の職員の給与に関する

法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般

職給与法」という。)別表第一イの適用を受ける

こととなるものの施行日における職務の級(以

下「新級」という。)は、施行日の前日において

その者が属していた職務の級(以下「旧級」とい

官 報 (号 外)

の級とする。

2 施行日の前日において旧法別表第一の適用を

受けていた職員で旧級が一級であつたものの新級は、内閣府令で定めるところにより、一般職給与法別表第一イの三級、四級又は五級とす

（号俸の切替え）

三条 前条第一項の規定により新編を決定され  
る戦車の画行目二〇四の号書は、画行目一の前日

前条第二項の規定により新級を決定される職員の施行日における号俸は、施行日の前日から引き続き一般職給与法別表第一イの適用を受けた職員との均衡を考慮して、内閣府令で定め号俸とする。

(指定職の欄の適用を受ける職員の号俸の切替  
え)

四条 施行日の前日において旧法別表第一の指

定職の欄の適用を受けていた職員で、施行日において一般職給与法別表第十の適用を受けることとなるものの施行日における号俸は、施行日前日においてその者が受けていた号俸と同じ号数の号俸とする。

(旧級等の基礎)

五条 前三条の規定の適用については、職員が

属していた職務の級及びその者が受けていた号

偉は  
旧法及びこれに基く命令の規定に

(政令への委任)  
六条 附則第二条から前条までに定めるものの  
ほか、第三条の規定の施行に関し必要な事項

## 附則別表 一般職給与法別表第一イの適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

旧 級	新 級
2 級	6 級
3 級	7 級
4 級	8 級
5 級	9 級
6 級	10 級

六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項の表附則第十五項の項中「、第

二項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

## 改正する法律の一部改正

## 第十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の

一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「別表第一から別表第

三まで」を「別表第一若しくは別表第二」に、「又は特定任期付職員等奉給表二」、「特定任期付職員

は特定住民住職員等俸給表<sup>を</sup>を改正す

る法律(平成十八年法律第 号)第三条の規

定による改正前の法別表第一から別表第三までに改める。

附則第十六条第三項中「別表第三」を「別表





官報(号外)

(組織)

第五十八条 本部は、中心市街地活性化本部長、中心市街地活性化副本部長及び中心市街地活性化本部員をもつて組織する。

(中心市街地活性化本部長)

第五十九条 本部の長は、中心市街地活性化本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(中心市街地活性化副本部長)

第六十条 本部に、中心市街地活性化副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(中心市街地活性化本部員)

第六十一条 本部に、中心市街地活性化本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第六十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、國の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて

設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

る業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。)として指定することができる。

を行うこと。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

(監督等)

2 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要な業務があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認められたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行ふこと又は当該事業に參加すること。

3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第五十一条第一項の規定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

三 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。

五 中心市街地の整備改善に関する調査研究

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十五条 都道府県等は、中心市街地の区域

第六十四条 本部に係る事項については、内閣臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第六十六条 条中「認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、特定事業及び中小小売商業高度化事業」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、特定民間中心市街地活性化事業」に改め、第三章中同条を第五十条とし、同条の次に次の二節を加える。

第三節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置

第五十一条 市町村長は、公益法人その他營利を目的としない法人であつて、次条に規定す

(当該区域内に第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域(以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

第四項において準用する第三十六条第二項の公告の日(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があつたときは、第四項において準用する第三十七条第一項において準用する第三十六条第二項の公告の日)以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があつたときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出(第三十七条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十七条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出を含む。第五項において同じ。)に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第八条及び第九条の規定は、第三十五条中「認定特定事業者又は認定中小売商業高度化事業者に対し、認定特定事業計画又は認定中小売商業高度化事業計画」を「認

3 第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係

る大規模小売店舗立地法第五条第一項及び第六条第二項の規定による届出には、同法第五条第二項(同法第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4 第三十六条第二項、第四項から第九項まで及び第三十七条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用する。この場合において、第三十六条第四項中「認定市町村」と、同条第五項中「認定市町村は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るために読み替えるものとする。

5 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止があつた場合には、当該変更又は廃止により第二種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなつた区域に係る当該変更又は廃止前の大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出(第三十七条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十七条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出を含む。第五項において同じ。)に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更について

定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定事業者計画」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十一条から第三十三条までを削る。

第三十二条第一項中「特定事業者」を「特定民間中心市街地活性化事業者」に、「特定事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「特定事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「特定事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第二項中「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第三項中「特定事業者」を「特定民間中心市街地活性化事業者」に、「特定事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「特定事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第四項を「第四十条第四項」に改め、同条第四項中「認定特定事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第十

五号」を「第七条第九項第四号」に、「組合又は組合若しくは」に、「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第一号及び第三号中「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条を第四十四条とする。

第二十七条中「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に改め、同条第一号及び第三号中「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条を第四十四条とす

る。

第二十六条第一項中「認定特定事業計画」に基づく第四条第四項第二号」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小売商業高度化事業又は同条第九項第一号」に改め、「又は認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「同法」を「貨物利用運送事業法」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十五条中「認定特定事業者又は認定中小売商業高度化事業者に対し、認定特定事業計画又は認定中小売商業高度化事業計画」を「認定特定事業計画」に、「同法」を「貨物利用運送事業法」に改め、同条を第四十七条とする。

を削り、同項の表第三条第一項の項中「中心市街地における市街地の活性化に関する法律第四十項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十四条第一項」に改め、同条第二項中「認定特定事業計画に基づく第四条第四項第二号に掲げる特定事業又は認定中小売商業高度化事業計画」に基づく同条第五項第七号の中大小売商業高度化事業」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第七号に定める中小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項」に改め、同条第三項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項」に改め、同化に関する法律第四十三条第二項」に改め、同化に関する法律第四十三条第二項」という。」に、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「認定中小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」以下「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「中小地活性化事業計画」という。」に、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「認定中小売商業高度化事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に改め、同条第二十五条までを削る。

事業者」に、「当該認定に係る中小小売商業高度化事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小小売商業高度化事業計画」という。）」を認定特定民間中心市街地活性化事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変後のもの。以下同じ。）」に、「中小小売商業高度化事業が」を「特定民間中心市街地活性化事業が」に改め、同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

商業活性化業務)  
第四十二条 機構は、認定中心市街地における

第四十二条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

第二十条の見出しを「（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定民間中心市街地活性化事業(認定基本計画に記載されたものに限る。)を実施しようとする者(第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に掲げる者にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商

業者を、同項第七号に掲げる者にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項及び第九項各号に規定する事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活性化事業者」という。)は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画(以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

第二十条第二項中「中小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「經濟産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「中小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第五項各号中「中小売商業高度化事業」を「特定民間中心市街地活性化事業」に改め、同条第四項を次のように改める。

4  
一 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が其本方針のうち第八条第二項第七号及び第八号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。  
二 当該特定民間中心市街地活性化事業者が貨物実に実施される見込みがあること。

四 特定民間中心市街地活性化事業者が中小  
該貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当  
送事業又は貨物自動車利用運送(貨物自動  
車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運  
用運送をいう。以下同じ。)に該当するときは  
は、当該特定民間中心市街地活性化事業者  
が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号  
から第四号まで又は貨物自動車運送事業法  
第五条各号のいずれにも該当しないこと。

## 第二節 認定特定民間中心市街地活性

では、当該中小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定位民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であつて、当該中小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

第二十一条第五項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第四十条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特別の措置

第三章の章名及び第十六条から第十九条までを削る。

第十五条中「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の土八条を加える。

## (中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定)

第二十二条 中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域

二 共同住宅の規模及び配置

三 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

四 共同住宅の建設の事業に関する資金計画

五 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 賃貸住宅の賃借人の資格並びに賃借人の募集及び選定の方法に関する事項

ロ 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

ハ 賃貸住宅の管理の方法及び期間

六 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 分譲住宅の譲受人の資格並びに譲受人の募集及び選定の方法に関する事項

ロ 分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項

ハ 譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更することを規制するための措置に関する事項

七 その他国土交通省令で定める事項

## (認定の基準)

第二十三条 市町村長は、前条第一項の認定

(以下この条から第二十九条までにおいて「計画の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 第九条第二項第六号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。

二 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

三 都市福利施設(居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第七号において同じ。)の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。

四 共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

五 住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。

六 住宅の規模、構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

七 共同住宅の建設の事業(当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。)

に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

八 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の賃借人の資格を、次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。

ロ 分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。

三 自ら居住するため住宅を必要とする者

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ハ 分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方法並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

二 讓渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

三 賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

六 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

七 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

八 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

九 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一〇 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一一 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一二 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一三 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一四 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一五 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一六 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一七 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

一八 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

第一二十四条 市町村長は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(認定計画の変更)

第二十五条 計画の認定を受けた者(次条から

第三十一条まで及び第七十一条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画(第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。)の

変更、国土交通省令で定める軽微な変更を除くものであることを。

く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

第二十六条 市町村長は、認定事業者に対し、中心市街地共同住宅供給事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十七条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第二十八条 市町村長は、認定事業者が認定計画(第二十五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第三十一条において同じ。)に従つて中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるとときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十九条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

一 前条の規定による命令に違反したとき。

二 不正な手段により計画の認定を受けたと

き。

2 第二十四条の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(費用の補助)

第三十条 地方公共団体は、認定事業者に対して、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額)

第三十一条 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業の認定計画に定められた賃貸住宅の管理の期間における家賃について、当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

3 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 国は、地方公共団体が認定中心市街地の区域において第二十三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い住宅の供給を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第三十三条 地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項が定められた認定基本計画に係る認定中心市街地の区域内において、地方

住宅供給公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施並びに中心市街地共同住宅供給事業として自ら又は委託により行う共同住宅の建設と一体として建設することが適當である商店、事務所等の用に供する施設及び当該共同住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び中心市街地の活性化に関する法律第三十一条第一項に規定する業務」とする。

(地方公共団体による住宅の建設)

第三十四条 地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施その他の認定中心市街地の区域内における住宅の供給の状況に照らして必要と認めるときは、良好な居住環境が確保された住宅の建設に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が認定中心市街地の区域内において第二十三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い住宅の供給を行いう場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

(地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例)

第三十五条 認定市町村である市に対する地方住宅供給公社法第八条の規定の適用については、同条中「人口五十万以上の市」とあるのは、「人口五十万以上の市若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十二条第一項に規定する認定市町村である市」とする。

(大規模小売店舗立地法の特例)

第三十六条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条、次条及び第五十五条において「都道府県等」という。)は、認定中心市街地の区域(当該区域内に第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)のうち、大規模小売店舗

(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十  
一号)第二条第二項に規定する大規模小売店  
舗をいう。以下同じ。)の迅速な立地を促進す  
ることにより中心市街地の活性化を図ること  
が特に必要な区域(以下「第一種大規模小売店  
舗立地法特例区域」という。)を定めることができ  
る。

2 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地  
法特例区域を定めたときは、経済産業省令で  
定めるところにより、その内容を公告しなけ  
ればならない。

3 前項の公告の日(第一種大規模小売店舗立  
地法特例区域の変更があつたときは、次条第  
一項において準用する前項の公告の日)以後  
は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域  
(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変  
更があつたときは、その変更後のもの)にお  
ける大規模小売店舗については、大規模小売  
店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項  
まで、第七条から第十条まで、第十二条第三  
項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用  
しない。

4 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地

法特例区域の案を作成しようとするときは、  
当該区域の存する認定市町村と協議しなけれ  
ばならない。

5 認定市町村は、認定基本計画を実施するた  
め必要があると認めるときは、都道府県等に  
対し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域  
の案を記載した書面をもつて第一種大規模小  
売店舗立地法特例区域を定めるよう要請する

ことができる。

6 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地  
法特例区域の案を作成しようとする場合にお  
いて必要があると認めるときは、公聴会の開  
催その他の住民等当該第一種大規模小売店  
舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域

において事業活動を行う者、当該区域をその  
地区に含む商工会又は商工会議所その他の團  
体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法  
特例区域の案について意見を有する者をい  
う。第八項及び第九項において同じ。)の意見  
を反映させるために必要な措置を講ずるもの  
とする。

7 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地  
法特例区域を定めようとするときは、あらか  
じめ、経済産業省令で定めるところにより、  
当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の  
案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の  
縦覧に供しなければならない。

8 前項の公告に係る第一種大規模小売店舗立  
地法特例区域の案には、次項の規定により住  
民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例  
区域の案について都道府県等に意見を提出す  
るに際し参考となるべき事項として経済産業  
省令で定めるものを記載した書類を添付しな  
ければならない。

9 第七項の規定による公告があつたときは、  
住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、  
特例区域の案について、都道府県等に意見を  
提出することができる。

10 第一種大規模小売店舗立地法特例区域にお  
いて大規模小売店舗を設置する者は、その大  
規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持  
についての適正な配慮をして当該大規模小売  
店舗を維持し、及び運営するよう努めなけれ  
ばならない。

11 前項の大規模小売店舗において事業活動を  
行う小売業者は、当該大規模小売店舗を設置  
する者が同項の規定により適正な配慮をして  
行う当該大規模小売店舗の維持及び運営に協  
力するよう努めなければならない。

12 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の  
変更又は廃止について準用する。  
第三十七条 前条第二項及び第四項から第九項  
までの規定は、第一種大規模小売店舗立地法  
特例区域の変更又は廃止について準用する。

2 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変  
更又は廃止の際当該変更又は廃止により第一  
種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなつ  
た区域において現に大規模小売店舗を設置し  
ている者は、前項において準用する前条第二  
項の公告の日以後最初に大規模小売店舗立地  
法第五条第一項第四号から第六号までに掲げ  
る事項の変更をしようとするときは、その旨  
及び同項第一号、第二号又は第四号から第六  
号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以  
外のものを都道府県等に届け出なければなら  
ない。この場合においては、同法附則第五条  
の規定は、適用しない。

3 前項の規定による変更に係る事項の届出  
は、大規模小売店舗立地法第六条第二項の規  
定による届出とみなす。

4 第二項の規定による届出のうち変更に係る

事項以外のものの届出は、大規模小売店舗立  
地法第五条第一項の規定による届出とみな  
す。ただし、同法第五条第三項及び第四項並  
びに第七条から第九条までの規定は、適用し  
ない。

#### (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う 商業活性化・都市型新事業立地促進業務)

第三十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機  
構(以下この条及び第四十二条において「機  
構」という。)は、認定中心市街地における商  
業の活性化及び都市型新事業を実施する企業  
等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行  
う。

一 認定中心市街地において、次に掲げる施  
設の整備及び管理の事業を行う者に対し、  
その事業に必要な資金の出資を行い、又は  
出資を行つた当該者の委託を受けてこれら  
の施設(イに掲げる施設にあつては、これ  
と併せて整備される商業施設を含む。)の整  
備若しくは賃貸その他の管理の事業を行  
うこと。

#### イ 商業基盤施設

□ 都市型新事業の技術に関する研究開発  
のための施設であつて都市型新事業の技  
術に関する研究開発を行う者の共用に供  
するもの、都市型新事業の技術に関する  
研究開発及びその企業化を行うための事  
業場又は都市型新事業に係る商品若しく  
は役務の展示及び販売若しくは提供のた  
めの施設

二 認定中心市街地において、都市型新事業

の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する事業であつて、認定中心市街地における商業の活性化に資するものに必要な資金の出資を行う。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人大企業基盤整備機構法(平成十四年法律第一百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する

工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場(以下この号において「工場等」という。)の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化

及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

(共通乗車船券)

第三十九条 運送事業者は、認定基本計画において第九条第二項第八号イに掲げる事項として定められた公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業を行うため、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。)に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

一 認定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場(以下この号において「工場等」という。)の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化

を受けた」を加え、「同条第一項」を「同法第四条第一項」に改め、同条第三項中「第六条」を「第六条第一項又は第三項」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(中心市街地公共空地等の設置及び管理)  
第十八条 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構は、認定中心市街地の区域内における国土交通省令で定める規模以上の土地又は建築物その他の工作物(以下この条において「土地等」という。)の所有者との契約に基づき、当該土地等に緑地、広場その他の公共空地、駐車場その他当該認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する国土交通省令で定める施設(以下「中心市街地公共空地等」という。)を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理することができる。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)  
第十九条 中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構(中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構)」と、同法第六条第二項及び第八

第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。

(民間都市開発法の事業用地適正化計画の認定の特例)  
第二十条 認定中心市街地の区域内の民間都市開発事業(民間都市開発法第二条第二項に規定する民間都市開発事業をいう。)の用に供する一団の土地の形状、面積等を適正化する計画について、民間都市開発法第十四条の二第二項若しくは第十四条の十三第一項の認定の申請があつた場合における民間都市開発法第十四条の十三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、民間都市開発法第十四条の三第一号中「次に掲げる」とあるのは、「次のイ、ハ及びニに掲げる」とする。

第八条から第十三条までを削る。  
第七条第一項中「基本計画において定められた土地区画整理事業」を「認定基本計画において定められた中心市街地(以下「特定中心市街地」という。)」を「認定基本計画において定められた土地区画整理事業」に、「基本計画において定められた中心市街地(以下「特定中心市街地」という。)」を「認定基本計画において定められた土地区画整理事業」に、「基本計画において定められた中心市街地(以下「認定中心市街地」という。)」を「認定基本計画において定められた中心市街地(以下「認定中心市街地」という。)」に、「交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設」を「都市福利施設認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。」に改め、「第十一条中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法第六条第二項及び第八

条第二項において準用する場合を含む。)の認定

第十四条第一項中「定めた」の下に「場合で

あつて、当該基本計画が第九条第六項(第十一  
条中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法

計画において前条第一項第四号」を「認定基本計画において第九条第一項第五号」に、「の用に供する」を「又は公営住宅等(認定基本計画において第九条第二項第六号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。)の用に供する」に改め、同条第二項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第二項」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

#### 第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

##### 第一節 認定中心市街地における特別の措置

###### 第二章の章名を削る。

第六条の見出しを「(基本計画の認定)」に改め、同条第一項中「市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する」を「中心市街地の活性化に関する施設を総合的かつ一體的に推進するための」に、「作成する」を「作成し、内閣総理大臣の認定を申請する」に改め、同条第二項第一号及び第三号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進」を「中心市街地の活性化」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 都市福利施設を整備する事業に関する事項

六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居

住環境の向上のための事業に関する事項(地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項)

##### 第六条第二項に次の六号を加える。

###### 七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

###### 八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

###### ロ 特定事業

九 第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一體的推進に関する事項

十 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

###### 十一 その他中心市街地の活性化のために必要な事項

###### 十二 計画期間

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織さ

れるときには、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織さ

れることとする。

会が組織されていない場合には、第二項第七号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見と認められる場合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項

六、第七項から第七項までを次のように改める。

五 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該市町村を除く。)の長の同意を得なければならない。

六 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた基本計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

七 内閣総理大臣は、前項の規定による認定を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基

本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

八、第九項から第十項までを次のように改める。

九 内閣総理大臣は、第六項の認定を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言

をすることができる。

十 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言

をすることができる。

十一 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言

をすることができる。

十二 (認定に関する処理期間)

第十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内に

おいて速やかに、同条第六項の認定に関する処分を行わなければならない。

一 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項

の処理期間中に前条第六項の認定に関する処分を行なうことができるよう、速やかに、同条

第八項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

八 内閣総理大臣は、第六項の認定をしようとするときは、第二項第四号から第十号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交

通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長(次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

(認定基本計画の変更)

第十三条 市町村は、認定基本計画の変更(内

閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

## 2 第九条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定基本計画の変更について準用する。

### (報告の徴収)

第十二条 内閣総理大臣は、第九条第六項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。)を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)に対し、認定基本計画(認定基本計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画(第九条第二項第四号から第十号までに掲げる事項に限る。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第六項各号に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による認定の取消しに關し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

3 第九条第九項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 市町村は、前項の規定により準用する第九

条第九項の規定により通知を受けたときは、

遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第四項の規定により意見を聽いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通

知するとともに、公表しなければならない。

(認定市町村への援助等)

第十四条 認定市町村は、中心市街地活性化本部に対し、認定基本計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の中心市街地の活性化に関する施策の改善についての提案をすることができる。

2 中心市街地活性化本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定市町村に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 国は、認定市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、国及び認定市町村は、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に關し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一體的な推進に關し必要な事項について協議するため、第一

号及び第二号に掲げる者は、中心市街地」として協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

1 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構(第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。)

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であつて政令で定める要件に該当するもの

2 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの

3 当該中心市街地をその区域に含む市町村

4 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

5 前項に規定する者から同項の規定による申出があつた場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができる。

6 協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二

号。第二十条において「民間都市開発法」とい

う)の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める

ところにより、その旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表し

なければならない。

4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

5 前項から第八号までに規定する事業を実施しようとする者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

6 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

7 前号に掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

8 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

9 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

10 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

11 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

12 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

13 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

14 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

15 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

16 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

17 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

う。第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

8 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を求めることができる。

9 協議会は、市町村に対し、第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べることができるものとする。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

第五条の見出しを削り、同条第一項中「主務大臣」を「政府」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する事項」を「中心市街地の活性化を図るために改め、同条第二項中「につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

第五条第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一號を加える。

二 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第五条第二項第五号を次のように改める。

五 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地における共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の中心市街地における商業の活性化のための事業及び措置に関する基本的な事項

八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一體的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ 特定事業

九 第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一體的推進に関する基本的な事項

十 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

十一 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

第五条第三項から第六項までを次のように改める。

3 政府は、基本方針を定めるに当たっては、地方

前項第四号から第八号まで及び第十号に規定する事業及び措置が総合的かつ一體的に推進されるようこれを定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、中心市街地活性化本部（第五十六条に規定する中心市街地活性化本部をいう。次条及び第十四条において同じ。）が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第五条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 基本計画の認定等

第四条第五項を削り、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「第二十七条」を「第四十四条」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、同項を同条第九項とし、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、同項の次に次の五項を加える。

4 この法律において「都市福利施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。

5 この法律において「公営住宅等」とは、地方

公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対する賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

6 この法律において「中心市街地共同住宅供給事業」とは、この法律で定めるところに従つて行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

7 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合は、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業をいう。

8 第一百一号）第四条第一項に規定する商店街振興組合等の主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

二 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業

三 事業協同組合又は事業協同小組合の小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する

共同店舗等(第六号において「共同店舗等」という。)の設置の事業

四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業

五 二以上の中小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として當む会社(合併後存続している会社を含む。)当該会社の店舗等(中小売商店等をいう。)の設置の事業

六 二以上の中小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社当該会社及び当該会社に出資している会中小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として當む当該会社の店舗等の設置の事業

七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。)商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を當む中小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小売商業振興法第四条第六項に規定する事業(事業の用に供されない店舗を賃借する事業を含む。)この法律において「特定商業施設等整備事業」とは、商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業(前項に掲げるものを除く。)をいう。

共同店舗等(第六号において「共同店舗等」という。)の設置の事業

四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業

五 二以上の中小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として當む会社(合併後存続している会社を含む。)当該会社の店舗等(中小売商店等をいう。)の設置の事業

六 二以上の中小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社当該会社及び当該会社に出資している会中小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として當む当該会社の店舗等の設置の事業

七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。)商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を當む中小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小売商業振興法第四条第六項に規定する事業(事業の用に供されない店舗を賃借する事業を含む。)この法律において「特定商業施設等整備事業」とは、商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業(前項に掲げるものを除く。)をいう。

く。)をいう。

第四条中第一項を第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第四号から第七号まで

のいずれかに該当するものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が一百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

とに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

八 協業組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 連合会であつて、政令で定めるもの

十 この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて民間事業者が行うものをいう。

第十四条を第七条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針

第三条の次に次の三条を加える。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのつとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念に

のつとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策

を策定し、及び実施する責務を有する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、第三条の基本理念に配意し

てその事業活動を行うとともに、國又は地方

公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

附則 第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

附則 第五条第一項及び第二項中「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「認定中小売商業高度化事業者」を「中小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者」に改める。

附則 第六条から第十五条までを削る。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止)

附則 第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)は、廃止す

る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、第三条の基本理念に配意し

てその事業活動を行うとともに、國又は地方

公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

附則 第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

附則 第五条第一項及び第二項中「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「認定中小売商業高度化事業者」を「中小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者」に改める。

附則 第六条から第十五条までを削る。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止)

附則 第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)は、廃止す

る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、第三条の基本理念に配意し

てその事業活動を行うとともに、國又は地方

公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

附則 第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

附則 第五条第一項及び第二項中「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「認定中小売商業高度化事業者」を「中小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者」に改める。

附則 第六条から第十五条までを削る。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止)

附則 第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)は、廃止す

る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、

第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行のを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一部を改正する等の法律案及び同報告書)

### 改正に伴う経過措置

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の中市街地における市街地の整備

改善及び商業等の活性化の一部を改正する等の法律案及び同報告書

法律(以下「旧法」という。)第六条第一項の規定により作成された基本計画(以下「旧基本計画」という。)において同条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せて旧法第七条第一項に規定する施設の整備が定められている場合における同項の規定による当該土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定により指定されている中心市街地整備推進機構は、新法第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧基本計画に掲げる業務のほか、旧法第十二条第二号に掲げる業務を行うものとする。この場合において、旧法第十二条及び第十三条の規定の適用について、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧基本計画に旧法第十四条第一項の規定による路外駐車場の整備に関する事が定められている場合における同条第二項の規定による特定駐車場事業概要を定める手続及び同条第三項の規定による都市公園の地下の占用の許可については、なお従前の例による。

第七条 旧法第十九条第二項の中小小売商業高度化事業構想の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に旧法第二十条第一項

第六条 この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規定により認定の申請がされた同項の特定事業計画で、この法律の施行の際認定をする

業計画であつてこの法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第二項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第十六条第一項の特定事業計画は、第六項及び附則第十四条の規定の適用について

六項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第十七条第二項の認定特定事業計画とみなす。

第三項の特定事業計画を実施する者は、附則第九条第二項、第十条第一項、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、旧法

第十七条第一項の認定特定事業者とみなす。

第四項第二項の特定事業計画に基づく旧法第四条第

二項の規定の適用については、旧法第二十六条第一項の認定中小小売商業高度化支援等事業とみなす。

第五項の認定中小小売商業高度化事業計画を実施する者は、附則第十条第一項及び第十五条の規定の適用については、旧法第二十一条第一項の認定中小小売商業高度化事業者とみなす。

第六項及び附則第十六条第一項の認定特定事業計画は、第五項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画とみなす。

第七項の特定事業計画を実施する者は、附則第

九条第二項、第十条第一項、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、旧法

第十七条第一項の認定特定事業者とみなす。

第八項の特定事業計画に基づく旧法第四条第

二項の規定の適用については、旧法第二十六条第一項の認定中小小売商業高度化支援等事業とみなす。

第九項の特定事業計画を実施する者は、附則第

九条第二項、第十条第一項、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、旧法

第十七条第一項の認定特定事業者とみなす。

第十項の特定事業計画に基づく旧法第四条第

二項の規定の適用については、旧法第二十六条第一項の認定中小小売商業高度化支援等事業とみなす。

第十一項の特定事業計画を実施する者は、附則第

九条第二項、第十条第一項、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、旧法

第十七条第一項の認定特定事業者とみなす。

の規定により認定の申請がされた同項の中小小売商業高度化事業計画であつてこの法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第二項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第三項の規定により認定特定事業者とみなす。

第四項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第五項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第六項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第七項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第八項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第九項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十一項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十二項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十三項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十四項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十五項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十六項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十七項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十八項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十九項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第二十項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第二十一項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第二十二項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第二十三項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第二十四項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第二十五項の規定により認定を受けた旧法第二十条第一項の認定中小小売商業高度化事業計画で、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行の日前に、旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び同報告書

び旧法第二十一条第一項の認定中小小売商業高度化事業者に関する旧法第二十六条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同

条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支

援関連保証についての同条に規定する中小企業

信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)

の特例については、なお従前の例による。

第二項の規定により認定を受けた旧法第二十六条第二項の認定中小小売商業高

度化支援等事業を実施する公益法人であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施

に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条

第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについての旧法第二十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例によ

る。

第二項の規定により認定を受けた旧法第二十六条第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業の業務については、なお従前の例によ

官 報 (号 外)

係る商業基盤施設を設置した者について、地方公共団体が旧法第三十四条の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第十五条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び旧法第二十二条第一項の認定中小売商業高度化事業者に関する旧法第三十六条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は新法第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る公告の日前にした当該公告に係る区域内の大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。)に係る行為に対する大規模小売店舗立地法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に行われている民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び

対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律(平成十八年法律第号。以下「特定施設整備法等廃止法」という。)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法附則第十一條の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九条の債務の保証に係る機構の業務については、特定施設整備法等廃止法附則第十二条の規定は、なおその効力を有す

え、「第十一條第三号」を「第五十二条第三号」に改める。

第二十条 前条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

金の貸付けに関する法律第一条第一項(第二号本に係る部分に限る)及び同条第二項(第二号に係る部分に限る)の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

（一項（特定事業計画の変更の認定）の規定による  
特定事業計画」を「同法第四十一条第一項（認定  
特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）  
の規定による認定特定民間中心市街地活性化事  
業計画」に改める。  
（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部  
改正）  
第二十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構  
法（平成十四年法律第二百四十七号）の一部を次の  
ように改正する。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第十九条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のようない改正する。

第一条第一項第二号亦中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第六条第一項の基本計画が作成された」を「第九条第一項に規定する基本計画が同条第六項の認定を受けた」に、「第七条第一項の特定中心市街地」を「第十六条第一項に規定する認定中心市街地」に改め、同条第二項第二号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第五十一条第一項」に改め、「中心市街地整備推進機構」の下に「で政令で定めるもの」を加

第二十二条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第二十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百三十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、「。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。」を削り、「第三十条第二項」を「第四十七条第一項」に、「中心市街地整備改善活性化法第十六条第一項(特定事業計画の認定)」の規定による特定事業計画を「中心市街地活性化に関する法律第四十条第一項(特定民間中心市街地活性化事業計画)」に、「中心市街地整備改善活性化法第十七条第三項」による特定民間中心市街地活性化事業計画

第十五条第一項第九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「中心市街地整備改善活性化法」を「中心市街地活性化法」に、「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資」を「及び同条第二項の規定による出資並びに中心市街地活性化法第四十二条の規定による債務の保証」に改め、同条第二項第四号中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第三項」を「中心市街地活性化法第三十八条第三項」に改め、同条第五項中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項」に改める。

第十八条第一項第二号中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第二項」を「中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条」に改める。

第二十二条第一項中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項第二号」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号」に改める。

一項(特定事業計画の変更の認定)の規定による  
特定事業計画」を「同法第四十一条第一項(認定  
特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)  
の規定による認定特定民間中心市街地活性化事  
業計画」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部  
改正)

第二十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構  
法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次の  
よう改正する。

第十五条第一項第九号中「中心市街地におけ  
る市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體  
的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に  
関する法律」に、「中心市街地整備改善活性化  
法」を「中心市街地活性化法」に、「第二十二条第  
一項」を「第三十八条第一項」に、「並びに同条第  
二項の規定による債務の保証及び出資」を「及び  
同条第二項の規定による出資並びに中心市街地  
活性化法第四十二条の規定による債務の保証」  
に改め、同条第二項第四号中「中心市街地整備  
改善活性化法第二十二条第三項」を「中心市街地  
活性化法第三十八条第三項」に改め、同条第五  
項中「中心城市街地整備改善活性化法第二十二条  
第一項」を「中心城市街地活性化法第三十八条第一  
項」に改める。

第十八条第一項第二号中「中心城市街地整備改善改  
善活性化法第二十二条第二項」を「中心城市街地活  
性化法第三十八条第二項及び第四十二条」に改  
める。

第二十二条第一項中「中心城市街地整備改善改  
善活性化法第二十二条第一項第二号」を「中心城市街地活  
性化法第三十八条第一項第二号」に改める。

附則第八条の三第二号中「係る」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第号)附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる」を加える。

## (構造改革特別区域法の一部改正)

第二十四条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正す

る。

第三十五条を次のように改める。

## 第三十五条 削除

附則第四条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条とする。

別表第二十五号中「中心市街地における商業の活性化事業」を「削除」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条第一項の規定による内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日に

おいて新法第五十五条第一項の規定により都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む)が第二种大規模小売店舗立地法特例区域

として定め、その内容について新法第五十五条

第四項において準用する新法第三十六条第二項

の規定により公告をした区域とみなす。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一百六条を次のように改める。

## (中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第一百六条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十ニ号)の一部を次のように

に改正する。

第四十二条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め

る。

## (内閣府設置法の一部改正)

第二十七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の次に次の一号を加える。

五十四の二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第一項

に規定する基本計画の認定に関すること。

## (一) 中心市街地の活性化についての基本法的

性格を反映するため、題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める。

(二) 中心市街地の活性化のための基本理念として、地域における社会的、経済的及び文

化的活動の拠点となるにふさわしい魅力あ

る市街地の形成を掲げることとし、地方公

共団体等地域の関係者の取組み及び国の支

援の在り方について規定するとともに、

国、地方公共団体及び事業者の中心市街地活性化のための責務規定を創設すること。

(三) 政府として中心市街地活性化に関する施

策を総合的かつ効果的に推進するため、内

閣に中心市街地活性化本部を設置し、政府の基本方針の案の作成、基本方針に基づく

施策の実施の推進、施策の総合調整等を所

掌事務とすること。また、市町村が作成し

た基本計画について、内閣総理大臣による

認定制度を創設し、認定された基本計画に

基づく取組みに対して国が集中的かつ効果

的に支援すること。

(四) 市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、中心市街地整備推進機構、商工会又は商工会議所その他の多様な民間主体等により組織される中心

市街地活性化協議会を法制化すること。

(五) 認定された基本計画に基づいて行われる事業に対する支援措置として、従前の中小

企業信用保険法の特例等に加え、土地区画整理事業の換地特例の拡充、中心市街地共同住宅供給事業の創設、中心市街地整備推進機構等による公共空地等の管理制度の創設、大規模小売店舗立地法の特例の創設、共通乗車船券の特例の創設等を行うこと。

2 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止

商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講じるとの観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法を廃止すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、中心市街地の活性化を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本法施行に要する経費として、平成十八年度一般会計経済産業省及び国土交通省分

七十億六千七十四万四千円、暮らし・にぎわい再生事業に必要な経費九十億円及び中心市街地

整理事業の換地特例の拡充、中心市街地共同住宅供給事業の創設、中心市街地整備推進機構等による公共空地等の管理制度の創設、大規模小売店舗立地法の特例の創設、共通乗車船券の特例の創設等を行うこと。

共同住宅供給事業に必要な経費五十一億六千九百万円の合計二百十二億二千九百七十四万四千円が計上されている。

右報告する。

平成十八年四月二十一日

衆議院議長 河野 洋平殿  
経済産業委員長 石田 祝穂  
〔別紙〕

商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講じるとの観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法を廃止すること。

商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講じるとの観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法を廃止すること。

決議

平成十年の「まちづくり三法」の制定以降の状況変化を踏まえ、全国の中心市街地が、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点として、施行すること。

四 画一的にならず、地域の特性を最大限尊重したまちづくりを実現するため、「中心市街地活性化協議会」に住民の代表をまじえるなど、まちづくりに幅広い関係者の参画を確保するよう促すこととし、企画力や指導力に優れたりー

五 コンパクトなまちの形成を目指した新しいまちづくりの理念を実現するため、中心市街地活性化策と都市計画等におけるゾーニングとの連携を講じること。

題名を次のように改める。

六 改正後の法律第六条の「事業者の責務」を具体化する観点から、地権者が空き店舗対策などま

に当たつては、プロセスの客観性、透明性を確保するとともに、計画実施に当たり適切なフオローアップにも配慮すること。

三 従来の施策を厳格に点検・評価し、真に効果のある中心市街地活性化策の実施に注力していくとともに、今後の事業予算の効率的な執行に努めること。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対策を必要とする全国の中核市街地に対し、各地の取組みの実例等、幅広い情報の提供に努めるとともに、可能な限り多くの支援の機会が与えられるよう留意すること。

右  
内閣総理大臣 小泉純一郎  
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十八年二月二十四日

国会に提出する。

共同住宅供給事業に必要な経費五十一億六千九百万円の合計二百十二億二千九百七十四万四千円が計上されている。

に当たつては、プロセスの客観性、透明性を確保するとともに、計画実施に当たり適切なフオローアップにも配慮すること。

三 従来の施策を厳格に点検・評価し、真に効果のある中心市街地活性化策の実施に注力していくとともに、今後の事業予算の効率的な執行に努めること。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対策を必要とする全国の中核市街地に対し、各地の取組みの実例等、幅広い情報の提供に努めるとともに、可能な限り多くの支援の機会が与えられるよう留意すること。

四 画一的にならず、地域の特性を最大限尊重したまちづくりを実現するため、「中心市街地活性化協議会」に住民の代表をまじえるなど、まちづくりに幅広い関係者の参画を確保するよう促すこととし、企画力や指導力に優れたりー

五 コンパクトなまちの形成を目指した新しいまちづくりの理念を実現するため、中心市街地活性化策と都市計画等におけるゾーニングとの連携を講じること。

題名を次のように改める。

六 改正後の法律第六条の「事業者の責務」を具体化する観点から、地権者が空き店舗対策などま

ちづくりに積極的に協力するよう求めること。  
また、地域の事業者が、退店・撤退時の対応などについて、自らの社会的責任の一環として自らに取り組むよう求めること。

第一条中「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「日メキシコ協定」という。)」を「経済連携協定」に改める。

第二条第二項中「物品」を「本邦から締約国に輸出される物品」に、「メキシコ合衆国の税関当局(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律に相当する法令を執行する当局)をい。以下同じ。」を「当該締約国の権限ある当局」に、「日メキシコ協定」を「当該締約国との間の経済連携協定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「日メキシコ協定第四章の規定に基づき原産品とされる物品」を「本邦から経済連携協定の締約国たる外国(以下「締約国」という。)に輸出される物品であつて、当該経済連携協定に基づく関税率の適用を受けるための要件(当該締約国において当該経済連携協定に基づく関税率を適用することに関して権限を有する当局(以下「権限ある当局」という。)のみが確認できるものを除く。)を満たすもの」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律において「経済連携協定」とは、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附屬書一Aの千九百九十四条の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条<sup>(b)</sup>に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の

連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

第三条第一項中「メキシコ合衆国に輸出しようとする」を「締約国に輸出される」に改め、同条第二項中「(二)は、」の下に「同項の物品の最終の仕向国(第二十八条において単に「仕向国」といふ。)を特定する事項その他の」を加え、「同項の」を「当該」に改め、同条第三項中「様式の下に「並びに第三項の規定による資料の提出の手続」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次

の二項を加える。

第五条中「発給申請者」の下に「及び証明資料提出者」を加える。

第六条に次の二項を加える。

2 第四条第三項の規定により通知を受けた証明資料提出者(以下「特定証明資料提出者」といふ。)は、当該通知に係る証明書受給者が当該通知に係る特定原産地証明書の発給を受けた日以後前項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知つたときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に對し、遲滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号に掲げるものであつて経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

1 当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかつたこと。

2 前号に掲げるもののほか、当該特定証明資料提出者が提出した資料の内容に誤りがあつたこと。

第七条中「証明書受給者」の下に「及び特定証明

書を発給したときは、当該特定原産地証明書の発給後速やかに、当該資料を提出した生産者(以下「証明資料提出者」という。)に対し、そ

の旨及びその年月日を通知するとともに、当該証明資料提出者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める「当該発給申請者の申請を受ける指定発給機関」とを加える。

第九条中「(二)は、」の下に「、経済連携協定ごとに、かつ」を加え、「区分」を「物品の区分」に改める。

第八条第三項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改め、「指定発給機関」との下に「第三条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「第三条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「当該発給申請者の申請を受ける指定発給機関」とを加える。

第十九条中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「受けたとき」の下に「又は第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定により特定証明資料提出者から通知を受けたとき」を加える。

第二十六条の見出し中「証明書受給者」の下に「及び特定証明資料提出者」を加え、同条第一項中「第六条各号」を「証明書受給者については第六条第一項各号に掲げる事実、特定証明資料提出者については同条第二項各号」に改め、「第六条各号」を「証明書受給者」の下に「若しくは特定証明資料提出者」を加え、「第七条に規定する書類」を「その設備若しくは第七条に規定する書類その他の物件」に改め。

3 経済産業大臣は、前条第三項の規定により提出された資料について審査を行い、特定原産地証明書を発給する。

## (号)外

官

第二十七条第二項中「特定原産地証明書の発給を受けた」を削り、「証明書受給者」の下に「又は特定証明資料提出者」を、「当該」の下に「事案に係る」を加える。

第二十八条中「メキシコ合衆国の税関当局」を「当該特定原産地証明書の発給を受けた物品の仕向国の権限ある当局」に改める。

第三十条の見出し中「メキシコ合衆国の税関当局」を「締約国権限ある当局」に改め、同条第一項中「メキシコ合衆国に」を「締約国に」に、「メキシコ合衆国の税関当局」を「当該締約国権限ある当局」に改め、「証明書受給者」の下に「特定証明資料提出者」を加え、同条第二項中「メキシコ合衆国税關当局」を「締約国権限ある当局」に改め、同条第三項中「第六条」を「第六条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、「知つたとき」の下に「又は特定証明資料提出者が同条第二項の規定に違反して同項各号に掲げる事実を通知していないことを知つたとき」を加える。

第三十一条中「日メキシコ協定第四章の規定」を「経済連携協定」に改め、「税關当局」の下に「(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税税率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律に相当する法令を執行する当局)いふう」を加える。

第三十九条中「第三十四条から第三十七まで」を「第三十五条から第三十八まで」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条を第二十九条とし、

第二十七条を第二十八条とする。

(経過措置)

理由

第三十六条中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条中「者」を「発給申請者」に改め、同条の資料(第三条第三項の規定により提出されたものに限る)を提出した証明資料提出者も、前項と同様とする。

2 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料(第三条第三項の規定により提出されたものに限る)を提出した証明資料提出者も、前

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第五章中第三十二条の次に次の二条を加える。

(農林水産大臣との協力)  
第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第五章中第三十二条の次に次の二条を加える。

第三十三条 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、農林水産大臣に對し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第三十四条 第四条第一項の規定により発給された特定原産地証明書とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第四条第一項の規定により発給された特定原産地証明書は、この法律による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(次項において「新法」という)第四条第一項の規定により発給された特定原産地証明書とみなす。

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、「経済上の連携に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、「経済上の連携に関する日本国とマレーシア政府との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正するため、マレーシアに輸出しようとする物にについて、関税上の特惠待遇を受ける際に必要となる原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じるとともに、現在、締結に向けた取組みを推進しているタイ、フィリピン等との間の経済連携協定に円滑に対応していくため、メキシコ合衆国との間の協定のみを対象とした現在の法律を改正して一般法化するとともに、原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための追加的な措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 題名を「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に改めると

2 農林水産大臣は、その所掌事務に係る物資に関する特定原産地証明書の発給の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、経済産業大臣に対し、意見を述べることができる。

### 附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (施行期日)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

もに、定義等について所要の改正を加え、今後、国会承認を経た経済連携協定について、順次、政令により指定できるよう規定を整備すること。

2 物品の生産者が、原産地証明書の発給申請者の求めに応じ、経済産業大臣又は指定発給機関に対して直接に当該物品が原産品であることを明らかにする資料を提出する手続きを整備すること。

3 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、「經濟上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」の適確な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年四月二十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

経済産業委員長 石田 祝稔

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月七日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

第二条 次に掲げる罰金又は科料の執行(労役場)

## 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第六項を次のように改める。

6 罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数(その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする)とする。

第十八条第七項及び第八項を削る。

第九十五条第一項中「又は禁錮」を「若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金」に改める。

第二百三十一条第一項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二百三十五条中「懲役」の下に「又は五十万円以下の罰金」を加える。

(刑法訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第四百六十一条中「五十万円」を「百万円」に改める。

附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

留置の執行を含む。)については、第一条の規定による改正後の刑法第十八条の規定にかかるわざ、なお従前の例による。

一 この法律の施行前にした行為について科せられた罰金又は科料

二 刑法第四十八条第二項の規定により併合罪として処断された罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがある場合において、これらの罪に当たる行為について科せられた罰金又は科料

三 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

四 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

五 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

六 刑事訴訟法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条 刑事訴訟法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号中「刑法第一百八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪又は同法」を「又は刑法第一百八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪又は同法」を「又は刑法第一百八十六条」に、「第三十二条の三第一項第三号」を「第三十二条の三第一項第四号」に改める。

四 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第五条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第八条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第九条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

本案は、公務執行妨害、窃盗等の犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるとともに、略式命令の限度額の引上げ及び財産刑の執行に関する手続の整備を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次である。

りである。

## 1 刑法の一部改正

(一) 公務執行妨害、職務強要及び窃盗の各罪に選択刑として罰金刑を新設するほか、業務上過失致死傷及び重過失致死傷の各罪の罰金刑の上限額を百万円に引き上げるものとすること。

(二) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(三) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(四) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(五) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(六) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(七) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(八) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(九) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(十) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(十一) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(十二) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(十三) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(十四) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(十五) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

(十六) 労役場留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部が納付された場合において、その残額中、留置一日の割合に満たない端数は、一日に換算するものとする。

本案は、公務執行妨害、窃盗等の犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるとともに、略式命令の限度額の引上げ及び財産刑の執行に関する手續の整備を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次である。

官報(号外)

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年四月二十一日

衆議院議長 河野 洋平殿  
法務委員長 石原 伸晃

平成十八年三月七日  
内閣総理大臣 小泉純一郎

公職選挙法の一部を改正する法律案

(別紙)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 罪が新設された窃盗罪及び公務執行妨害罪の適用に当たっては、適切な科刑の実現という趣旨を踏まえ、その適用範囲が不当に拡大することのないようにすること。

二 ひき逃げ事件の現状にかんがみ、危険運転致死傷罪、業務上過失致死傷罪、救護義務違反罪等の運用及び罰則の在り方について、検討を行うこと。

三 労役場留置が自由を拘束する制度であること

にかんがみ、より一層慎重かつ公平な取扱いがなされるよう、その制度の在り方について、検討を行うこと。

四 罰金刑の新設等により、労役場留置者が増加し刑事施設への過剰収容に拍車がかかる可能性があることにかんがみ、計画的に刑務所及び拘置所の収容能力の増強に努めること。

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十五」を「第三十条の十六」に、「第二百五十五条の二」を「第二百五十五条の四」に改める。

第十九条第四項中「書類」の下に「。以下同じ。」を加える。

第二十八条の見出しを「(登録の抹消)」に改め、同条中「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、「第二号又は」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

第二十八条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日までに当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認		選挙人
公職の候補者となるとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)		選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人
政治活動(選挙運動を含む。)	公職の候補者となるとする者(公職の候補者等又は当該候補者等)の氏名及び住所をした公職の候補者等が指定する者の	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等が指定する者
政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等が指定する者
2	前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、第四号イに定める事項については、この限りでない。	前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、第四号イに定める事項については、この限りでない。
三 選挙人名簿の抄本を閲覧する者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧者」という。)の氏名及び住所(申出者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「申出者」という。)の氏名及び住所(申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	四 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項	三 選挙人名簿の抄本を閲覧する者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧者」という。)の氏名及び住所(申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 申出者が選挙人又は公職の候補者等である場合 閲覧事項の管理の方法	四 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項	四 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項
ロ 申出者が政党その他の政治団体である場合 閲覧事項の管理の方法	イ 申出者が選挙人又は公職の候補者等である場合 閲覧事項の管理の方法	ロ 申出者が政党その他の政治団体である場合 閲覧事項の管理の方法
五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項	六 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管	五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

## 官報(号外)

理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用され るおそれがあること、閲覧事項を適切に管理す ことができないおそれがあることその他同項 の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由が あると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒 むことができる。	4 公職の候補者等である申出者は、第二項第二 号に掲げる利用の目的（以下この条から第二十 八条の四までにおいて「利用目的」という。）を達 成するために当該申出者及び閲覧者以外の者 (当該申出者に使用される者に限る。)に閲覧事 項を取り扱わせることが必要な場合には、第一 項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を 取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏 名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に申 し出ることができる。	5 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙 管理委員会は、当該申出に相当な理由があると 認めるときは、その申出を承認するものとす る。この場合において、当該承認を受けた申出 者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受 けた者に限る。第十二項及び第二十八条の四に おいて「候補者閲覧事項取扱者」という。）にそ の閲覧事項を取り扱わせることができる。	6 政党その他の政治団体である申出者は、閲覧 者及び第二項第四号に規定する範囲に属する 者のうち当該申出者が指定するもの（第十二項 及び第二十八条の四において「政治団体閲覧事 項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を 取り扱わせることができる。	7 政党その他の政治団体である申出者は、利用 目的を達成するために当該申出者以外の法人 あるものを含む。以下この条から第二十八条の 四までにおいて同じ。)に閲覧事項を取り扱わせ することが必要な場合には、第一項の申出をする 際に、当該法人について次のに掲げる事項を明 らかにして、その旨をその市町村の選挙管理委 員会に申し出ることができる。	8 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙 管理委員会は、当該申出に相当な理由があると 認めるときは、その申出を承認するものとす る。この場合において、当該承認を受けた申出 者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受 けた者に限る。第十二項及び第二十八条の四に おいて「候補者閲覧事項取扱者」という。）にそ の閲覧事項を取り扱わせることができる。	9 前項の規定による承認を受けた政党その他の 者及び第二項第四号に規定する範囲に属する 者のうち当該申出者が指定するもの（第十二項 及び第二十八条の四において「政治団体閲覧事 項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を 取り扱わせることができる。
項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を 取り扱わせてはならない。	7 政党その他の政治団体である申出者は、利用 目的を達成するために当該申出者以外の法人 あるものを含む。以下この条から第二十八条の 四までにおいて同じ。)に閲覧事項を取り扱わせ ることが必要な場合には、第一項の申出をする 際に、当該法人について次のに掲げる事項を明 らかにして、その旨をその市町村の選挙管理委 員会に申し出ることができる。	8 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙 管理委員会は、当該申出に相当な理由があると 認めるときは、その申出を承認するものとす る。この場合において、当該承認を受けた申出 者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受 けた者に限る。第十二項及び第二十八条の四に おいて「候補者閲覧事項取扱者」という。）にそ の閲覧事項を取り扱わせることができる。	9 前項の規定による承認を受けた政党その他の 者及び第二項第四号に規定する範囲に属する 者のうち当該申出者が指定するもの（第十二項 及び第二十八条の四において「政治団体閲覧事 項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を 取り扱わせることができる。	10 承認法人は、第七項第三号に掲げる範囲に属 する者（うち当該承認法人が指定するもの（次 項及び第二十八条の四において「承認法人閲覧事 項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項 を取り扱わせてはならない。	11 承認法人は、承認法人閲覧事項取扱者による 閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適 切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 12 申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、 政治団体閲覧事項取扱者又は承認法人による閲 覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切 な管理のために必要な措置を講じなければなら ない。 (政治又は選挙に関する調査研究を目的とした 選挙人名簿の抄本の閲覧)	13 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄 本の閲覧の申出をした個人又はその指定する 者
項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を 取り扱わせてはならない。	14 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄 本の閲覧の申出をした個人又はその指定する 者	15 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄 本の閲覧の申出をした個人又はその指定する 者	16 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄 本の閲覧の申出をした個人又はその指定する 者	17 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄 本の閲覧の申出をした個人又はその指定する 者	18 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄 本の閲覧の申出をした個人又はその指定する 者	19 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄 本の閲覧の申出をした個人又はその指定する 者
二 利用目的	三 閲覧者の氏名及び住所（申出者が国等の機 関である場合にあつてはその名称、申出者が 法人である場合にあつてはその名称、代表者 又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在 地）	二 利用目的	三 閲覧者の氏名及び住所（申出者が国等の機 関である場合にあつては、その職名及び氏 名）	二 利用目的	三 閲覧者の氏名及び住所（申出者が国等の機 関である場合にあつては、その職名及び氏 名）	二 利用目的









官 報 (号 外)

を公示され、又は告示される衆議院議員又

は参議院議員の選挙について適用する。

- (三) その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直すとするもので、その措置を妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年四月二十一日

政治倫理の確立及び  
公職選舉法改正に關  
する特別委員長 鈴木 恒夫

衆議院議長 河野 洋平殿

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三日  
郵便物認可

平成十八年四月二十五日 衆議院会議録第二十六号

発行所
二東京一〇番地 独立行政法人國立印刷局 都港区虎ノ門二丁目
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 三三〇円 (税込) 三三〇円